副本

平成25年12月 川棚町議会定例会会議録 (第1日目)

平成25年12月10日火曜日(午前10時開会)

出	席	議	員	(1 6	人)			
	1	番		村		井	達		己
	2	番		竹		村	_		義
	3	番		福		田			徹
	4	番		堀		田	_		德
	5	番		三		岳			昇
	6	番		毛		利	喜		信
	7	番		田		﨑	_		幸
	8	番		波		戸	勇		則
	9	番		小		谷	龍	_	郎
	1 0	番		朝		長			敏
	1 1	番		小		田	成		実
	1 2	番		田		口	_		信
	1 3	番		森		田			宏
	1 4	. 番		久	保	田	和		惠
	1 5	番		Щ		П			隆
	1 6	番		初		手	安		幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

 事 務 局 長
 山 口 栄 治

 書
 記 小 林 修 一

説明のため出席した者の職氏名

町 長 Ш 口 文 夫 長 琴 繁 副 町 尾 教 育 長 古 賀 信 雄 総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長 Ш П 誠 実 企画財政課長 大 Ш 豊 文 国体推進室長 典 吉 永 文 税 務 課 長 中 尾 剛 健康推進課長 中 辻 徹 会 計 課 長 三 岳 昭 住民福祉課長 吉 己 住 克 產業振興課長 兼農業委員会事務局長 太 啓 寬 田 建 設 課 水 長 谷 末 義 ダム対策室長 孝 治 辻 水 道 課 長 廣 田 洋 教 育 次 長 野 上 了 英 行 政 係 長 荒 木 俊 行 日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

(10:00)

議 長 ご起立願います。おはようございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、平成25 年12月川棚町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

養 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議 録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、久保田和惠議員及び山 口隆議員を指名します。

議 長 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配布しております会期日程案のとおり、本日から12月17日までの8日間にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「なし」の声あり

養 長 異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は、本日から 12月17日までの8日間と決定を致しました。なお、議事日程につきまし ても、お手元に配布のとおりであります。

(10:01)

議 長次に、日程第3、諸般の報告をおこないます。

まず、地域高規格道路東彼杵道路関係の要望、陳情についてまとめて報告を致します。去る、10月25日には東彼杵道路建設促進期成会で国土交通省長崎河川国道事務所所長へ、11月8日は全議員による東北視察研修の折に衆議院議員会館で県選出国会議員3名に、11月13日には、長崎県町村議会議長会の県選出国会議員要望の折に、11月18日には、県庁において知事に対し、町村議会議長会離島振興市町村議会議長会での平成26年度県政に対する要望の折に、それぞれ陳情、要望を行っております。

次に、第57回町村議会議長全国大会が、「真の分権型社会の実現を目指 して」と題して開催されました。宣言文の採択と、東日本大震災からの復興 と大規模災害対策の確立に関する特別決議、真の分権型社会の実現に関する 特別決議、町村税財源の充実強化に関する特別決議、道州制の導入に断固反対する特別決議、TPPに関する特別決議等を要望及び各種地区の要望を含めて、確認、決定を致しております。なお、宣言文、決議文については、お手元に配布をしておりますので、後ほどご一読をお願い致します。

その他の諸報告につきましては、お手元に配布した議長諸報告が9月定例 会以降、主に私が出席した会議であります。

その他、お手元に配布をしておりますとおり、例月出納検査の結果に関する報告書が9月実施分、10月実施分、11月実施分が監査委員から提出を されておりますので、ご一読を願います。

また、本定例会までに受理した「TPP交渉にあたって衆参農林水産委員会の決議を堅持することを求める陳情」については、配布にとどめますので、 ご了承をお願い致します。以上で、私から報告を終わります。

町 長 皆様おはようございます。本日ここに平成25年川棚町議会12月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご健勝にてご出席を賜り、定刻開会をいただきまして、誠にありがとうございます。説明に入ります前に、本年9月から10月にかけて、東京都伊豆大島を中心として発生した台風災害では、多数の方々がお亡くなりになるなど、甚大な被害が生じたところであります。亡くなられた方々並びに遺族の皆様に、心から哀悼の意を表しますとともに、負傷され、また被害を受けられた方々に心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、行政報告をさせていただきます。まず、基幹農道川棚西部地区の進捗状況についてでございます。本年度は、用地買収や流木等の補償交渉を9月20日から行っておりまして、本年度着工予定であります町道中浦線喜々津牧場付近と、終点付近の新谷郷の交渉は全て完了致しております。また、同じく本年度着工予定の野口郷野口牛舎団地付近の補償交渉においては、相続の関係で、1件4筆が未契約となっておりますが、来年1月までには完了する予定であります。用地買収全体では、175名、416筆の予定でありますが、現契約数が44名の135筆となっており、契約者数では約25%、筆数では約32%の契約率となっているところでございます。今後も事

業に支障がないよう、特に用地買収等の事務については、町が主体的に取り 組んでまいりたいと、このように考えております。

なお、工事につきましては、新谷郷の終点付近を12月に入札し、年明けの1月には着工する予定であるとのこと、また、町道中浦線喜々津牧場付近と野口郷野口牛舎団地付近につきましても、今年度中に着工予定であるとのことでございます。

次に、「川棚いい肉日本一フェア」についてでございます。平成24年度に開催されました「全国和牛能力共進会」においての日本一の和牛の産地としての認知度アップを図り、食の交流人口拡大のためのイベントとして、「川棚いい肉日本一フェア」を11月29日から12月29日までの予定で開催中であります。開催にあたっては、長崎和牛を使用した料理を提供できる店舗を町内から募り、12店舗から応募がありましたので、それぞれ思考をこらしたメニューを安価で提供してもらうことで、パンフレットを町で作成したところであります。各店舗では、限定100食を予定しておりますが、実施してから5日間で、すでに予定の半数以上を売り上げた店舗もありまして、全店舗で150食ほど賞味いただいており、クーポン特典やお買い得感も含め、長崎和牛を味わっていただいているところであります。今後も日本一の和牛の産地としての称号をフルに活用し、さらに交流人口が拡大できる施策を講じてまいりたいと思っているところでございます。

次に、山道浄水場第7次拡張事業についてでございます。山道浄水場においては、洪水及び地震等に対する安全性の向上を目的として、各施設の整備を行っているもので、平成24年度から26年度の3カ年で実施をしている事業であります。平成25年度から本格的に現地の工事に着手を致しておりまして、8月末には急速ろ過機一基の追加設置を完了して、既に稼働致しております。そして、11月上旬に今年度に実施する残りの主な工事を発注したところであります。今回発注した工事の内容は、緩速ろ過池2池の解体、旧ポンプ室等の解体、浅井戸のかさ上げ、川棚川取水井戸のかさ上げ、敷地の盛土造成、場内排水の側溝整備、場内の原水送水管の敷設、電気計装工事などであり、施工業者につきましては町内6社、県内1社の7社となっております。なお、11月26日には、工事の安全を祈願しての地鎮祭が執り行われたところであり、既に本格的な工事が進んでおる状況であります。今後

も引き続き、事務事業の効率化となお一層の経費節減に努め、水道事業の安全経営と安全でおいしい水の安定供給に努めてまいります。以上、三点を行政報告とさせていただきます。

次に、本定例会での行政からの提出議案は、専決処分の報告1件と、平成25年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算6件のほか、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う条例改正14件と、その他の条例改正2件、工事請負契約の締結についての1件でございます。提案の理由につきましては、その都度説明をさせていただきますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。以上でございます。

議 長 これで行政報告を終わります。

(10:12)

議 長 次に、日程第5、一般質問を行います。

本定例会での一般質問通告者は5人であります。これから通告順に従って 質問を許可します。竹村一義議員。

2 番 竹 村 2番、竹村です。町づくりの基となる実施計画は適切に活かされているかということで質問を致します。

実施計画は、基本計画の施策に基づいて、おおむね3年間の具体的な事業内容や実施時期を明らかにし、行財政運営の指針とするものとされております。実施計画に基づいて、予算編成もされるものと思いますが、第5次川棚町総合計画実施計画では、「1、策定にあたって」において、「実施計画は第5次川棚町総合計画の基本構想及び基本計画(前期)に掲げられた町づくりの理念、施策を効果的に実施するための具体的事業を明らかにすることにより、総合計画の着実な実現及び各章の重点目標との連携を図って進捗管理を目指して策定したものです。」とあります。私達は、第5次川棚町総合計画実施計画、平成24年度から平成26年度のものを直接いただきました。見直しがあった平成25年度からの3年間の実施計画は説明はなく、町のホームページからプリント致しましたが、この1年でどのように見直されたのかと、この2つを比較しますと、いろんなことに気づかされます。

事業費の表し方がおおまかなもの、細かなものと統一されていないので、 計画そのものが具体的なものなのか、おおざっぱなものなのか、どう受けと めてよいのか分かりません。毎年度の事業費に、同じ金額の並びが多く、と りあえず同じ金額を並べておこうということか、一方で、年度が変わると千 円の単位まで見直しがしてあるものがあり、2年先の大幅な事業費見直しが あるものもあります。意図するところを知りたいと思います。

例えば、食生活推進事業や健康づくり事業などは、減額見直しされておりますが、これらは事業が縮小される方向と見るべきなのでしょうか。

ふれあい教室他、教育委員会所管の10を超える事業の平成27年度の事業費はゼロと記載されております。他にも、建設課所管の県道維持改良事業負担金や、アダプトプログラムは平成27年度がゼロ、産業振興課の水産振興費、稚なまこ中間育成事業を除くもの、及び稚なまこ天然採苗中間育成事業費補助も平成27年度はゼロとなっております。そのまま受けとめれば事業費なしとなりますが、なぜ事業費ゼロなのか、意味するところが何か知りたいと思います。

平成24年度からのものと同じ文章で見直しがされた平成25年度からのものに、施策、「バスの利便性の向上、コミュニティバスなど、新たな公共交通の導入を検討します。」の表現があります。しかし、事業費は平成24年度からの実施計画に新公共交通システム策定として、平成24年度は1,050万5千円があり、25年度及び26年度はゼロとなっております。事業も平成25年度からのものでは、活きいきタクシーに代わっております。平成25年度からの実施計画に、新公共交通システムの記載があるのはなぜでしょう。

主要施策、「スポーツレクリエーション活動の振興の施設の整備充実」においては、「県との連携を図り、埋立地へのレクリエーション施設の整備や国体のホッケー会場となる大崎半島多目的交流広場も整備を進めます。」との文章表現が、平成24年度からの3年間のもの、見直しがされた平成25年度からのものそれぞれにございます。大崎半島多目的交流広場の整備は、平成23年度の事業として完了しており、落成式も平成23年度の事業として取組まれているが、平成25年度からの実施計画に見直されないまま記載があります。

平成25年度からの実施計画中、施策、「観光振興に向けた基盤づくり」に、「学術機関などとの連携のもと、観光振興に関する調査研究に取組みます。」とあります。平成24年度からのものも同じ文言ですが、事業費はす

でに平成25年度はゼロになっております。具体的にどう取り組んでいいのか分からない。成果報告書を見ても、その成果についての記載を見出すことができないものが、施策「体験型観光の振興」にある「グリーンツーリズムやブルーツーリズムなど、体験型観光の振興を図ります。」との表現や、施策、「漁業環境の整備」にある「水産加工、水産物直売、漁家民泊、体験観光など、漁業の6次産業化の取組みを推進します。」の表現。

施策「ダム建設に向けての取組み」は、平成24年度からのもの、25年度からのものは同じ表現でありますが、「地域住民の生活基盤の確保に十分配慮しながら、ダム建設に向けての理解を得るため、全力を傾注し、早期解決を図ります。」とあります。他にも、所信表明においては、「石木ダム建設を含め、多くの行政課題について政策実現のために粉骨砕身尽力してまいります。」とありますが、対応については、これまでの発言とは大きな隔たりを感じます。

川棚町長は、長崎県や佐世保市とは異なる地元住民に対しての、地元町長としての踏みこんだ対応があるべきと思いますが、現状のまま過ぎ、強制収用に至ることを想定しているとしか私には受けとめられません。そして、その際、事業者は県であり、佐世保市である。川棚町は当事者ではないとの自分の立場を説明されようとしているのかと感じざるを得ませんがどうでしょう。

このように、理解しにくいものがあり、行政として実施計画を総合計画の着実な実現にどう結びつけようとしているのか理解しがたいものがあります。具体的に施策の進捗状況を把握しようとする姿勢にかけることも一因かと思いますが、「策定にあたって」にあるように、進捗管理されているのか、計画達成に向け、年度毎に進捗率を的確に把握することが必要と思いますが、把握作業はなされているのでしょうか。

実施計画の第5章「住民と行政がともに歩むまちづくり」には、「広報かわたなや町ホームページを通じて、積極的な情報の提供に努める」とありますが、住民に提供する情報が理解しがたいものであれば、情報に対する信頼を損なうことにならないか、行政運営上の実施計画の位置づけは低いところにあるのではないかと疑問を呈したくなりますが、いかがでしょうか、お尋ねを致します。

<u>町</u> <u>長</u> 竹村議員の「町づくりの基となる実施計画は適正に活かされているか」との質問にお答え致します。

ご質問の中で述べられた実施計画の位置づけにつきましては、基本的には 議員が述べられたとおりであると、私も認識を致しております。しかし、予 算編成の基となるというものではないというふうに思っておりまして、この ことにつきましては、竹村議員と意見の分かれるところでございます。

平成25年3月に策定致しました実施計画につきましては、平成23年3月に策定された第5次川棚町総合計画の基本構想及び基本計画に掲げられたまちづくりの理念、施策を効果的に実施するための具体的事業を明らかにすることにより、総合計画の着実な実現及び各章の重点目標と、その連携を図って進捗管理を目指して策定されたものであります。策定にあたっては、より実態に見合った計画とするため、現実と長期計画のずれを埋めるために、毎年施策事業の見直しや部分的な修正を行う、いわゆるローリング方式により、平成24年度から毎年策定をしているものであります。

今回の平成25年3月に公表致しました平成25年度から27年度の3カ 年についての実施計画の策定にあたっては、まず25年度当初予算の編成後 に各課に事業を照会した上で新規事業の追加、変更、廃止事業の修正、削除 等を行い、企画財政課において集約編集し作成したものであります。したが いまして、予算編成の基となるという捉え方は致しておりません。行政運営 の指針にするという捉え方は、そうであろうと思います。なお、継続する事 業については、厳密な事業費の見込みは困難なので、前年度と同額の事業費 としているところもあります。今回のご質問において、詳しく例示していた だいた事項について、精査をしたところ、残念ながら公表している実施計画 の内容において、明かな誤りがあり、大変、遺憾に思っているところであり ます。特に、平成27年度の事業については、しかるべき事業費について数 値をゼロとした誤りが多数散見されましたので、これについては改めて各課 に再チェックを求め、修正を行ったところでありますが、これはまったくの 初歩的にミスであり、まずもって深くお詫びを申し上げます。また、議員の ご指摘にあった事業費ゼロという表し方についても、事業が完了したものか、 その事業を取りやめたのか、制度が廃止になったものか、事業費の額が未確 定なのか分かりにくいものであり、これにつきましても、今回の修正におい て事業完了、制度廃止、事業費未確定といった語句をもって説明し、分かりやすい表現に改めましたが、この点についても、表現に配慮や工夫が欠けていたことについて、改めてお詫びを申し上げます。なお、各施策の下に掲げた事業への取組みを表示した方針については、各事業に対する総括的な姿勢、あるいは趣旨を示したものであり、事業の中身を事細かに指し示すことを意図したものではありません。したがって、施策の下に連なるそれぞれの事業は、当然、新規、追加、変更、制度廃止もありますが、本来の姿勢や趣旨は基本的には代わるものではありません。

5年計画した中間地点において、中間目標の達成度を検証し、後期基本計画を策定する上で、見直しは検討致しますが、少なくとも前期基本計画の5年間の期間中において、よほどの事情変化がないかぎり、むやみに変更するものではないと、このように考えております。

ご質問の中で、「ダムに対する姿勢が実態とかけ離れた言葉だけの表現となっていないか」という点につきましても、このような趣旨からであります。現在、石木ダム建設事業において、解決の兆しが見えないということは十分理解しておりますが、事業主体である長崎県と佐世保市が石木ダム建設を推進するとしている状況に変化がない以上、地元町長として基本計画として掲げた施策についても安易に変えることは、むしろ慎むべきであると判断し、そのままとしているところであり、ご理解をいただきたいと思います。

また、水源地域整備計画についても、平成19年10月に発足した石木ダム水源地域まちづくり委員会からいただいた提言書を基に、町で町道整備、林道整備、水道整備、公園整備などを取りまとめ、平成22年1月に川棚町の案として、県に要望されておりますが、この状況も変化はありませんので同様にしている次第であります。

また、私が公約として掲げたものは、実施計画の中で掲げた施策の中で、 その趣旨が十分に表現されているものと認識を致しております。しかし、各 事業を進める中で、担当課に具体的に私の構想を指示することはありますが, 私が掲げた公約を、この実施計画の中であからさまにお示しすることは、私 はすべきではないと、このように考えております。

さて、もう一つご指摘の進捗状況の把握についてでありますが、本町においては、平成13年3月に策定された第4次総合計画までは、明確な数値目

標というものも設けておりませんでしたが、このたび作成した第5次総合計 画においては、重点目標としての各章の施策の中で目指すべき具体的な数値 目標を掲げ、策定当時の現状値、5年後の中間目標値、最終の10年後の目 標値を掲げるという2段階の目標設定という方法をとっているものであり、 中間目標値の平成27年度において、中間目標値に対する進捗度、達成度を 検証し、その結果を踏まえ、後期基本計画を作成するという方法をとること としており、年度毎あるいは事業毎の進捗率の把握といったことは、そもそ もの計画において予定をしているものではございません。各年度毎、あるい は事業毎に進捗率の把握と検証を行った場合、限られた人員では継続的に実 施することは無理があるということから、先程説明した2段階の目標設定と した次第であり、従来、定めていなかった数値目標を、新たに取り入れ、行 政としても、いわば自ら義務を果たしていこうという姿勢はご理解いただき たいと思いますし、今のところ、この手法を改める考えはありません。以上、 実施計画の作成における誤りや表現の方法、あるいはその取り扱いについて 至らない部分があったという今回のご指摘を真摯に受けとめ、総合計画に基 づく実施計画は行財政運営の指針であるという、その位置づけを全ての職員 が良く理解し、行財政運営において、今まで以上に有効に活用してまいりた いと思っているところであります。

最後に、順序が前後しましたが、ご質問のダムについての今後の取組みに ついてお答え致します。

石木ダム建設事業につきましては、長崎県佐世保市及び川棚町の間における連絡調整を密にし、同ダムの事業促進を図ることを目的に、随時会議が開催されております。会議では、副知事、市長、町長が出席し、地権者への取組み状況と今後の対応について協議を行っております。協議の中で、地元町長として13世帯については大変厳しい状況であるということを十分肌で感じております。事業主体である県知事、市長の思いを地権者の皆様方に直接伝えるということで一番大事だと思っております。やはり、現地に出向いていって、そしてお願いをする。それ以外にはないのではないのでしょうかという意見を申し上げましたが、事態解決には、知事自身が自ら地元に出向き地権者の方々と話合いをしていただくことが何よりも一番重要であると思っております。このことにつきましては、今調整中であると、このように聞い

ております。

私も、これまで川原地区の自治会長さんに町政懇談会の開催のお願いをしたり、知事との話合いをしていただくために13世帯に対して私の信書を届けたりしておりますが、残念ながら応じていただけない状況が続いております。今後も地権者の皆様のご理解をいただくために、県市町が一体となって話合いによる円満な解決が図られるよう努力してまいりたいと思います。

以上、大変長くなりましたが、答弁とさせていただきます。

教 育 長 竹村議員のご指摘の中で、教育委員会所管のもので27年度予算にゼロが多いというご指摘がございました。そのことについてお答えを致します。

まず27ページで、スーパーバイザー活用による学校活性化事業、これは27年度ゼロと記載をしております。これには訳がございます。それは、24年度に取り入れましたので、24、25、26、この3年間の実績を検討して27年度どうするかを結論を出していきたいと、そのような考えでゼロにしているところです。これにつきましては、ゼロではなくて、検討と書くべきであったと反省しているところです。

それから28ページの中で、例えば小学校、机、椅子の取替、それから川棚町立小中学校遊具等改修工事、それから川棚町立小串小学校公共下水道接続工事、これらについては終了しているからゼロということで書いておりますので、これも終了とすべきであったと反省をしているところです。

それから41ページの中で、地区公民館建設設備補助というのがございます。これについては26、27は、本来は未定でありますので、未定と書くべきであったというふうに反省をしているところです。

以上で答弁を終わりますが、表現が非常にまずかったところがあったということについては、真摯にお詫びを申し上げます。これで答弁とさせていただきます。

2 番 竹 村 答弁ありがとうございました。ただ、予算編成の基ではないというような、実施計画をですね、というような答弁がございましたが、すでに予算は編成して、それを基に各課から集めて実施計画を作るから予算編成に反映させていないというような内容の答弁であったかたと思いますけれども、それを聞いていて、それは逆じゃないかと、そもそもの計画があって、

具体的な事業をおよそ3年間でどういうことに取り組みますということが実施計画であれば、それは時期をずらしてでも、本来計画に基づいて、全体像となる川棚町をどういう姿にもっていきたいということが総合計画になって、その具体的な取組みが実施計画であろうかと思いますから、どういう事業に取り組むのか、それについてはどういった予算が伴うんだということになっていくんじゃないかと思うんですね。他の市町のものを見ましても、文面の中に、「この実施計画に基づいて単年度の予算編成及び事業実施を行っております。」という文面があるんですね。そうであれば、そういったところで川棚町は違うのかなというふうに理解をせざるを得んのかなと思いますけれども、やはり順序が逆なのではないのかなという思いが致しますがどうでしょうか。

- 町 長 お答え致します。冒頭申し上げましたように、その部分が竹村 議員と私との意見の違いがあるわけですが、実はあの、川棚町総合計画、これが23年の3月に第5次が策定されております。この中で基本構想、基本 計画が定められておりまして、実施計画については、この基本計画を達成するためにどういった事業に取り組むか、それをとりまとめたものが実施計画として、これらの実施計画については行財政運営の指針とするということで ありますので、予算編成の基になるものではないと説明したわけでございます。
- 2 番 竹 村 そこは、表現の仕方、取りようで難しいですね。町長は私が質問したことと同じことを言っているような気がしないでもないと、今の答弁でですね。これはどっちが先にあるかということの違いかなと、やはり指針となってどういう事業に取り組むか、それにどういう予算が必要になるかということですから、ちょっと分かりづらいんですね。やはり事業が理想とするまちづくりに対して、どういう事業に具体的に取り組むかということになってくるわけですから、いわばそれが指針とはなりますよ、そして取り組むんですから、どういった事業に取り組むか、その事業にどれほどの予算が必要か、そういったことでの予算編成になっていくんだろうと思いますが、やはり違いますか。
- <u>町</u> <u>長</u> 先程言いましたように、基本構想の基に、基本構想を実現する ために基本計画があるわけですね。その基本計画が、いわゆる計画なんです

- ね。その計画を達成するために、どう予算を立てていくかということですから、予算編成の基になるものではない。予算編成の基になるものは、あくまでも基本計画であると、このような捉え方を致しております。
- 2 番 竹 村 何度言っても同じことの繰り返しかなと思いますが、基本構想 というのは、ある面、実施計画と比べれば漠然としたものだろうと思うんで すね。その具体的なもの、それを具体的なものにしようということで、実施 計画は3年ごとに決められていくことですから、違うと言われれば違うのか なと思う感じがするのかなと思うんですけれども、私にはそうは思えない。 具体的に、やはり実施計画の中にも、それぞれの見込みであっても予算を書 いてあるわけですから、具体的にどういうふうに取り組もうということを町 民に対してお知らせしようとするものであろうと思うんですね。同じことを 繰り返しても、答弁が同じであれば時間の無駄にもなろうかと思いますので、 それはそこにちょっと置きたいと思いますが、行政がまちづくりをやろうと いう時に、このおおむね3年間のどういった具体的な事業に取り組もうかと いう実施計画については、平成24年度のものについては、町民にもお知ら せがあったかと思うんですね。そして、年度毎に見直しがされている。そし て見直しがされたということを町民に対してお知らせになったかどうか、私 はちょっと聞いていないような気がするんですけれども、町が住民と一緒に まちづくりをやっていこうという姿勢、そういったことが多く文書でも見受 けられるわけですけれども、やはり情報の共有ということは必要であろうと 思うんですね。そのためにも、見直しをしたことのお知らせをすべきであろ うと、私どもにも知らせてほしいと思うんですが、そのことについてはいか がでしょうか。
- 町 長 実施計画を策定したら、それを町民の皆さん方に、あるいは議員にも周知をしなければいけなかったんじゃないかというふうな発言でございますが、その件については、24年度に策定したものについては、議会に説明をしたようでございます。そして、25年度につきましては、ホームページで掲載を致しておりまして、議員の皆様方にも事細かくは説明しておりません。以上でございます。
- **2 番 竹 村** 私もホームページのものをプリントして比較をしたわけでありますが、それを気づく人はいいんですけれども、なかなかホームページをし

ょっちゅう開くわけでもありませんので、気づかない方も多かろうと思いま すので、ぜひお知らせをいただければと思います。

私も答弁の中に、やはり分かりにくいところもあったというような答弁もいただきましたので、全体を見渡していただければ、どういったものが不足であったかということは、よくお分かりであろうと思います。一つひとつのことを申し上げませんが、良く精査をして、町民に分かりやすく、そして各課からいろんなものを集めての一つの実施計画としてのまとまりのあるものにされるんでしょうけれども、やはり、できうる限り統一したものでなければ、町民の目から見れば、各課から出てきたものですよという説明は通じるわけもありませんので、どうぞ担当でまとめられる分についても、各課からデータを集められる折には統一した表現方法というのを提示されるべきではないかと思うんです。そのことが、より町民に分かりやすいまちづくりの方向を示す実施計画になろうかと思いますが、そのことについてはどうでしょうか。

町 長 お答え致します。この実施計画につきましては、先程言いましたような事務処理を経て作成を致しております。これの一番の目的はですね、議会を始め町民の皆様方に施策の内容をお知らせするということもございますが、まずは職員自らが、この総合計画に沿って行政が進められていると、その役割をそれぞれの職員が担っていると、そういった意識を高めるために用いるものでもございます。

実はあの、竹村議員はご存知ですか。平成4年にですね、第4次の総合計画が策定されております。それがこれです。このときもですね、「実施計画は向こう3年を期間として、毎年度検討を加え、ローリング方式に加え、本書とは別に作成する。」と、こう記載されております。ところが、これが策定されておりませんでしたので、この必要性を感じて平成24年度から策定をしたわけでございます。基本的には、職員に対して、こういった総合計画に沿って行政は進めていくんだというところの認識を、さらに深めてもらうために活用しようというふうに思っております。ただ、議員がただいまご指摘になりましたことについて、町民についての周知徹底、議会への説明については今後十分配慮していきたいと、このように考えております。

2 番 竹 村 今の答弁には、いささかちょっと不満を感じますけれども、言

い回しによれば、決して職員の行政の中の内部資料ではないと言われたわけ じゃないけれども、そういった性格も言われた。そういったことを、そもそ も表現すべきなのかという気が私はするんですね。職員が計画に基づいて、 日々の仕事に務める意識を高めるために云々と言われましたけれども、そう いったものになり得ていないから、見直しの時に同じ文章が既に終わったよ うな事業が2年も出てくるようなことになっているんじゃないかというふう に思うんですね。ですから、先程、随分と反省なり誤りを認められた答弁が ありましたので、もう全体としての質問しかすまいと思いましたけれども、 今の表現はいささかちょっと自分の立場なりを擁護した意味合いにしか私に は聞こえませんでしたが、やはり行政が持つ情報は、すなわち町民のもので もあるわけですから、そういった説明をされること自体に、やや疑問を感じ ます。どう受けとめられますか。

- 町 長 先程も言いましたように、町の情報については開示をするということで、今回もホームページに掲載をしたわけでございます。そして、このことについては、議員にも当然説明をしなければいけなかったという反省を致しておりますので、今後そういった取組みをしていきたい。そしてなおかつ、職員にもそういった考え方を持って、日々の事務に努めてもらいたいということから、先程の発言をしたわけでございます。決して、自分を擁護するという考えではございません。以上でございます。
- 2 番 竹 村 それでは、石木ダムのことについてお尋ねをしようと思いますが、先程、ダムについての取組みについては述べられました。ただ、それだけでいいのかと、やはり冒頭の質問の中で申し上げましたように、川棚町長は県や市とは違う、やはり地元町長としての立場があろうかと思うんですね。ですから、三者で協調してという機会を持つのはもちろんでありますけれども、それとはまた別の立場、行動のあり方を求めるものであろうというふうに思います。

長崎新聞の今年の10月1日の記者の目という記事はお読みになりましたでしょうか。この中にはですね、「収用の可能性、町の立場は」ということで書いてございます。全部は読みませんが、「町にとってダムは財政負担なく、洪水対策とダム周辺地域整備ができる絶好の振興策、一方で地権者との対応は難しく、さらに取水効果を疑問視する意見もある。そのため、町は受

益者であるが事業者ではないとして、第三者的な立場を全面に押し出してきた。土地収用を許し、再び暗い歴史を残してまでダムを必要とするのか、現地の自治体として川棚町は立場を明確にし、きっちりと町民に説明する責任がある。」というふうな記事がございました。やはり、川棚町としての今までの対応のあり方に疑問を呈する記事ではないか、私も同様の感想を持ちますが、他にもおられるかどうか分かりませんけれども、そういった方があるということもやはり意識にとどめておいてほしいなというふうに思います。そして、私が冒頭の質問で申しましたように、もう強制収用を想定しているんじゃないかというふうに予測しているようなことを言いましたけれども、私は、どうぞこのことを、私の予想を外させてほしいなと、覆してほしいなと、そういった対応をぜひ町長に求めたいと思っておるんですがどうでしょう。

- 町 長 今あの、議員が質問の中にありました長崎新聞の記事は、私も読みました。非常に残念でありました。そういう見方もあるんだなというふうに思ったところであります。今、議員の発言の中に強制収用の話がありましたが、起業者である県知事の発言の中にも、そういったニュアンスの発言はまったくあっておりません。したがって、今議員がそういった発言をなさるのは、ちょっといささか私も疑問を感じているところでございます。答えようがありません。
- 2 番 竹 村 私は強く否定してほしいなというような期待をしておったんです。ただ、そういうかわされ方をしましたらですね、ごく自然な感想であり、そういった感想を持っている住民も多くあられるだろうというようなことだと思います。また、突き詰めても、たぶん同じような答弁であるのかなということですが、どうぞ先程も言いましたように、どうぞ私の予測を覆してほしいなと期待して質問を終わります。

(10:55)

議 長 ここで、しばらく休憩を致します。

(…休 憩…)

(11:05)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

- 議 長 次に、久保田和惠議員。
- 14番久保田 14番、久保田和惠です。通告文に従って一般質問をおこない ます。

第一に、石木ダム地域対策振興基金について尋ねます。県と佐世保市が本 町に計画している石木ダム建設事業で、県は4月からダム建設または整備事 業のために、土地や家屋を売却、移転された元地権者の方々に、生活再建支 援金、協力感謝金の給付手続きを始め、11月には支払いを終えるとしてい ます。生活再建支援金の財源は、県、佐世保市、川棚町で積み立てた財団法 人石木ダム地域振興対策基金が充てられるものです。対象者の確定や配分、 反対地権者への対応が課題で給付の目途がたっていなかったが、国の公益法 人制度の改革に伴い、11月で同基金を解散するため、給付手続きに取り組 んだものと報じられています。そもそも、財団法人石木ダム地域振興対策基 金は、石木ダム事業を円滑に推進するためには、先祖伝来の貴重な土地、家 屋は言うに及ばず、風光明媚で平和な理想郷を事業の用に供することとなる 地権者の方々や、事業実施により生活基盤に多大な影響を受ける関係者の方 々の生活再建と、ダム周辺地域の振興を図ることが重要であり、より一層の きめ細かな施策を進めるためとして、平成7年11月8日に設立されたもの です。内訳は、県5億、佐世保市5億、本町は6千万円、平成23年3月3 1日現在の資産は10億7,063万円となっています。そこで、財団法人石 木ダム地域振興対策基金が解散するにあたって、元地権者にはいくら払われ て、残金はいくらか。また、残金の使途はどうなるのか尋ねます。

第二に、肺炎球菌予防接種ワクチンの補助について尋ねます。日本人の死亡原因の3位になっている肺炎は、特に75歳以上の高齢者の死亡率は男女ともに急激に増加しています。日常生活の中で起こる肺炎の原因菌は、肺炎球菌が一番多いと言われており、その肺炎球菌には90種以上の型があります。この予防接種は、そのうち23種の型に対して効果があるということです。ワクチンは、高額でありますが、一度の接種で抗体が5年以上持続します。本町の高齢者の方々が、健康で長生きできるように肺炎球菌予防接種ワクチンに補助する考えはないか尋ねます。

第三に、障害者の日常生活用具に対する助成についてです。平成23年7

月にテレビ放送が地上デジタル化されたことに伴い、従来のFMラジオではテレビ音声を受信することができなくなりました。ラジオからのテレビ音声を貴重な情報源としている視覚障害者にとっては切実な問題です。2008年に公表された厚労省の身体障害児、障害者実態調査結果では、視覚障害者、障害児の情報入手法はテレビが66%ともっとも多く、ラジオは49.3%となっています。テレビからの情報は日常生活上、必要な情報を得る貴重な手段となっています。全日本視覚障害者協議会は、国会に視覚障害者からテレビを遠ざけない、地上デジタルテレビへの移行に関する請願を提出、8月に衆参両院全会一致で採択されました。2012年にやっと地デジ対応ラジオが製品化されましたが、点字でガイドブックが用意されているなど、使い勝手のよいものは高額となっています。厚労省は、障害者自立支援法に定める日用生活用具として、購入費用の一定額を給付することは可能とする見解を明確にしました。本町の視覚障害児、障害者がテレビでの情報や娯楽、スポーツが楽しめるよう、地デジ対応ラジオの日用生活用具に対して助成する考えはないか尋ねます。

また、視覚障害の方が、外部の方の来訪を確実に確認できるように呼び出 しホンと連携した点滅器の設置に対しても助成する考えはないか尋ねます。 以上で、壇上からの質問を終わります。

<u>町</u> <u>長</u> 久保田議員の質問にお答え致します。久保田議員からは、ただいま3項目についてご質問いただきましたので、そのうちのまず石木ダム地域振興対策基金についてのご質問にお答え致します。

この質問の中では、地元地権者にいくら払われて、残金はいくらかというような質問でございますが、石木ダム地域振興対策基金につきましては、ダム建設により大規模に水没する地域及び生活基盤が著しく変化するダム周辺地域について、関係住民の生活再建とダム周辺地域の振興を図ることを目的として、県に設置をされております。役員は、理事長1名、副理事長2名、常務理事1名、理事8名、監事2名で構成されております。本町からは、町長と副町長、議会議長、及び地権者代表2名が理事として就任をしておりますし、また会計管理者が監事として就任を致しております。

議員がおっしゃっている生活再建支援金、これは正式名称は生活再建等特別助成金と申しまして、これにつきましては、昭和54年に当時の久保知事

が、また昭和55年に当時の高田副知事が地元説明会の折に支払いについて発言され、その後、昭和57年に当時の高田知事が総額3億円支払うなどとする文書を関係住民に配布をされております。基金の出捐額につきましては、ただ今議員が述べられたように、県、市、町それぞれ合わせて10億6千万円で、平成7年11月に設立されており、これまで関係住民の生活再建等に支出をされております。

去る、1 1月22日に平成25年度第2回基金理事会が開催されましたが、その折の事務局からの報告によりますと、平成25年度当初基金総額が約13億円、今回の助成金の対象者は124名で、そのうち102名の方から申請がなされ、およそ2億8千万円、事務局費1千万円が、合わせて2億9千万円が支出をされております。残余財産につきましては、10億1千万円との報告を受けたところであります。また、残金の使途についてはどうなのかというご質問でございますが、基金は関係住民の生活再建と、ダム周辺地域の振興を図ることを目的とされておりますので、その目的達成のために今後使われるものと、このように思っております。

次に、肺炎球菌予防接種ワクチンへの助成についての質問にお答え致します。

ご質問の肺炎球菌ワクチンの予防接種は、予防接種法第5条に規定してあります定期の予防接種並びに第6条で規定してあります臨時の予防接種に該当する疾病ではなく、あくまでも任意接種とされているところであり、法による健康被害救済についても該当しないものであります。しかし、任意接種として市町村が実施主体となって予防接種を受けた者が、当該予防接種に起因して身体に障害を被る場合には、全国町村会総合賠償補償保険制度に基づいた健康被害救済制度がありますので、まずは制度の構築が必要であります。そこで、同ワクチンの接種における接種費用は、およそ8千円ということでございます。これにつきましては、長崎県後期高齢者医療広域連合において県内の肺炎球菌ワクチン接種費にかかる助成事業として、平成26年度から一件3千円の助成開始が予定されているところであります。その事前アンケートでは、県下21市町の中で、本年4月現在で5市町が実施しており、10月に行われた同ワクチン接種費助成事業に関する調査において、26年度以降には2市町が予定してあるようでございます。その調査結果の集約によ

ると、9市町が検討中と回答し、3市町が実施しない、2市町がその他との回答があっております。本町は、10月の調査時点では検討中として回答しておりましたが、乳幼児の予防接種等を委託しております東彼杵郡医師会、川棚地区医師会との協議を早急に行い、肺炎球菌ワクチン予防接種委託要綱の制定等を進め、長崎県後期高齢者医療肺炎球菌ワクチン接種費助成事業を活用して、次年度から取り組むべく事務を進めていきたいと、このように考えております。

次に、障害者の日常生活用具に対する助成についてのご質問にお答え致します。議員も先程述べられましたように、2011年7月24日に全てのアナログテレビ放送が終了し、テレビの音声からの情報が聴取できなくなり、これまでラジオによって情報を取得してきた視覚障害者は、テレビからの情報取得ができなくなったところであります。こうした中、昨年秋に地デジ対応型のラジオが製品化されております。厚生労働省は、障害者自立支援法に定める日用生活用具として、一定額を給付することは可能として見解を示しております。この見解については、自治体の担当者を集めた会議で伝えるとのことでありましたが、これまで県を通しての見解は示されておりません。そこで、この件について、県に確認をしたところ、情報意思疎通支援用具として情報収集用具のうち、実用性のあるものについては、助成の対象として情報収集用具のうち、実用性のあるものについては、助成の対象として情報収集用具の一部を改正して助成の対象となるよう、整備を進めることとして今検討致しております。

次の、聴覚障害者の方が来訪者の確認ができるように、チャイムと連動した点滅器の設置に対する助成につきましては、現行の要綱において聴覚障害者用屋内信号装置として、音声等を視覚、触覚等により感知できるものとして定めてありますので、現状において助成することは可能でございます。以上、答弁とさせていただきます。

14番久保田 石木ダム地域対策振興基金についての再質問を行います。

今、24年度の第2回の基金の会議で決めて、この支払額をおっしゃいました。そして、残金の使途についても目的達成のために使われるものと思われますというふうにおっしゃいましたが、まず、この法人を解散してですね、この時期に元地権者の方達に生活再建資金を払われても良かったと、まず思

われますでしょうか。地元の町長として、基金はそういうふうに決まりとしてはなっていたでしょうけれども、それを今の時期払われるということに対しては、どうも思われませんか。それは正当なこととして払うことに疑問は感じられませんか。当然、今の時期、元地権者の方達に払われても良い時期だと認識されていますか。というのはですね、ここに昭和47年7月27日に石木川河川開発調査に関する覚書というのがあります。そして、この中の、これはご存知ですよね。昭和47年7月29日に出されている覚書については認識されていますでしょうか。

- **養 長** 久保田議員、題名だけ言われても、年度だけ言われても分かりませんから、その内容についての通告はあっていないわけですから、もしお尋ねになるのであれば、詳しく内容を伝えてから答弁を求めるようにしてください。
- 14番久保田 この石木川の河川開発調査に関する覚書の中にですね、第4条、「乙が調査の結果」とあります。乙というのはですね、これは長崎県です。「調査の結果、建設の必要が生じた時は、改めて甲」これは、甲は川原郷、岩屋郷、木場郷の方、「と協議の上、書面による同意を受けた後、着手するものとする。甲と乙はこの覚書を誠意履行するための合意の証として、本書5通を作成し記名、捺印の上、各々その一通を保有するもの。」となっているんですね。この着手の確認ができて、川原郷の人達や、この3つの「地域の人達の同意を得た上で着手するものとする。」とあります。今まだ、川原郷の人達は合意をされていないのにですね、そういうふうな生活再建資金というのを配られても良かったのかどうか、それは正当な行動だったんでしょうか。
- 町 長 お答え致します。まずあの、生活再建等特別支援金の制度につきましては、議員も先程述べられたように、私が説明したものと同一だったというふうに思います。いわゆる先程、述べたように、ダム周辺地域について、関係住民の生活再建とダム周辺地域の振興を図ることを目的として設置をされているということでございます。そこで、今議員の方からは、地域住民の皆様方の同意をまだ得ていないのに支払ったことについてのご質問でありましたけれども、現在、支払いを行われたものにつきましては、すでにダム建設に同意をいただいた方について支出をされたものと、私はこのように

理解を致しております。以上でございます。

- 14番久保田 それでは、着工の目途が立っていないにも関わらず、この元の地権者の賛成された方達だけに支払ったものということですね。だけどもですね、この出捐金を出す、法人を立ち上げる時に、その当時の川棚町長が言っていらっしゃる言葉があります。「この度、法人化しようということになりまして、そうなりますと、県も佐世保も、あるいは町も同一趣旨に間違いございませんので、この法人化には町も入らせていただいて、そしてこの使途について町もいろいろくちばしを入れさせていただきたい。」ということで、この法人化に対して、この当時は3千万円でしたけれども、その後また3千万円を継ぎ足して、今6千万円町として、町民の税金を出しているわけですよね。そういうことを考えれば、この同意をなしに、まだ同意も得ていない今の時点でですね、支払うということは、ダム建設ありきで拙速したような状況であるとは考えられませんか。同意はなくても、これは支払われても当然のものでしょうか。
- 町 長 お答え致します。まずあの、ダム建設の目途が立っていない時期にという発言がありましたけれども、これについては、私が判断はできないところであります。基金の方でどういう判断をされたかですけれども、その目途が立っているか立っていないかについては、私は発言を控えさせていただきたいと思います。そして、先程も言いましたように、支払いをされているのは、すでに同意をいただいて、先程議員が述べられた、そのなんとか協定書かなんかですか、同意書ですか、そういったものを策定された方々に対して支払いがなされているものと、このように理解致しております。
- 14番久保田 この6千万円というのは、私達の町民の財産ですよね、税金ですね、この税金の中から、そういうふうに払われていくんですけども、私達の町というのは、本町は起業者でもないわけですから、6千万円を積立てたというときにもいろんな意見が出てきたと思うんですね。その反対地権者の方達を、早く賛成の方に促すようにするための法人づくりじゃないかとか、そういう反対意見もたくさん出たと思います。それに立って、この意見を、くちばしを挟むことができるようにということで、当時は1億円まで考えられたこともあったようですけれども、6千万円で収まっているということですよね。だけども、まだ見通しも立っていない、確かに県と佐世保市は見通

しが立ったと思っているでしょうけれども、その佐世保市が出しているです ね、そのいろんな資料がありますよね、水の需要とか人口の推移とか、そう いうふうに資料の実態と乖離したものを出されてですね、そして黙って、こ こにダムを作らせることに対して、元の地権者だけが受け取られて、それで 良しとするというのは、おかしいんじゃないかと思うんですね。やっぱり反 対地権者がいらっしゃる以上は、これをまだ配ることもおかしいと思います し、その法人を国の制度といえども解散しますよと、まだ、地権者の方達が、 同意していない方達がいらっしゃるのに、さっさと法人を解散してしまった。 そのことで、基金を給付手続きに入ってしまったということですけどね、そ の給付手続きに入ったことについてもですね、この新聞によればですよ、「事 業認定告示の意味について理解してもらえるよう、あらゆる機会を捉えて交 渉を進める。地縁、血縁を通じての交渉を含めて精力的に取り組むことで、 任意による解決を目指していく。」ということがニュースで報じられていま すけれども、地縁、血縁を使ってまでですね、こういうふうに地権者の方達、 まだ反対をなさっている13戸の人達を仕向けようというか、こちらに動か そうというやり方ですね、こういうことに対して、こういうことまではやる なよということを、法人に加入したときの、いろいろくちばしを入れさせて もらうということであれば、こういうことを県がしていることに対して、こ こまでするのはいかがなものかということを県に対して町長としては何も言 われないんでしょうか。

町 長 まず、議員の発言の中で、佐世保市が示した水需要予測等の資料、これに現実との乖離があるという発言をされましたが、それについては、私はそうとばかりは考えておりません。というのは、事業認定の告示があったということは、公益性が認められたと、要するに佐世保市が示したそういった計画が妥当であるという判断がなされたというふうに立場上理解を致しております。それから、給付手続きについてのご質問でありますけれども、先程も何回も言っておりますように、これは同意をいただいた方に対しての給付でありまして、それについては、とやかく言うべき筋合いのものではないというふうに私は思います。以上、答弁とさせていただきます。何か足らない分がありましたら再質問をお願い致します。

14番久保田 それでは先程、この残余金ですね、基金の残金の使途はどうか

と尋ねた時に、「この目的の達成のために使われるものと思われる。」と言われましたけれども、これは基金を解散するので、この給付手続きに入ったということでしたよね。「この国の公益法人制度の改革に伴い、11月で同基金を解散するために給付手続きに取り組んだもの。」というふうに報じられていましたが、この解散した後に、この目的達成のために使われるというのはおかしいんじゃないでしょうかね。ここにですね、「財団法人石木ダム地域振興対策基金設立について」という中の、第29条、ここに「解散の時に存する残余財産は、理事会において、理事現在数の4分の3以上の議決を経て、かつ長崎県知事の許可を得て、長崎県、佐世保市及び川棚町、または基金と類似の目的を持つ他の団体に寄附するものとする。」というふうに掲げてあります。まずは、寄附の額の決め方というですかね、どこにどのように配分するということも決められなくてはならないと思うんですね。私達は、元々起業者でもないんですから、6千万円という、町には負担とか迷惑はかけないと言っているんですから、その出捐金の返してもらい方というかですね、これはどういうふうに条例からみればなるんでしょうか。

- 町 長 今、議員からは基金が解散した後どうなるのかということを主体的にご質問がありましたけれども、実はあの、事務局からの報告によりますと、11月30日付けで基金は解散となりますが、12月1日より現在の理事をメンバーとする清算人会に引き継がれることになりますということで、現在は、基金は解散を致しておりますので、その当時の理事がメンバーとなった清算人会に引き継がれております。それから、出捐金につきましては、これは戻していただくものではありませんで、当時の川棚町議会の議決を経て出捐をしているもので、そのように理解を致しております。
- 14番久保田 だけどこの29条を見ますと、「解散の時に存する財産は、長崎県、佐世保市、川棚町または。」と書いてありますから、その残余財産は、ここの3つの出捐金を出したところですね。またはというのはですね、辞書を引きますと、「でなければ」というふうに書いてあるわけですよ。長崎県や佐世保市または川棚町が、この出捐金は放棄するよ、いらないよと言った場合は、他の類似団体を持つ他の団体に寄附するものとする。とあるんですから、いくら出捐金ではあれ、出捐金というのは戻してもらうお金ではないということではありますけれども、ここに解散の時にはこういう文章がある

んですから、性質がそういうふうに変わってくるんじゃないですか。出捐金から、今度は戻してもらえる寄附金に返ってくるんではないんでしょうか。そうでないと、処理方法を間違えばですよ、町民の方達は、平成7年に設立したということですから、その出捐金のことを詳しくご存知ない方もいらっしゃるかもしれませんけれども、やっぱり時代は変わっても6千万円という、大事な町民の税金ですから、これをうやむやにすることはできないと思います。だからこれは、ここにあるとおりですね、解散した時には、町として返してもらうべきだと思うんですけどどうでしょうか。

町 長 先程も申し上げましたように、現在は基金が解散を致しておりますので、それについては当時の基金の理事のメンバーで清算人会というのができておりまして、その清算人会に引き継がれております。今後、その清算人会で、この基金をどうするかということについては議論がなされて、いわゆる冒頭申し上げしたように、この基金の目的に沿って、そしてその目的が達成できるようなところに引き継がれて、そして支払われていくものだと、こう私は理解しております。

(傍聴席声発する者あり)

議 長 傍聴席は静粛に願います。

- **14番久保田** この目的達成のために使われていくと言われましたけれども、 まだまだ元の地権者の方達に今後も支払われていく可能性があるんですか。 それはどのようなかたちで支払われるんですか。
- 町 長 先程、答弁の中で申し上げましたように、助成金の対象者は1 24人で、そのうち102人の方の申請により支払いをしたということを答 弁の中で申し上げました。残りの地権者に対しても、当然、申請があれば当 初の基金の目的に沿って支払っていくだろうと、そういったことを答弁とし て申し上げているわけでございます。
- 14番久保田 もう一つ先に戻りますけれどもね、その時に、久保知事、高田 知事の時代にですね、3億円支払うと言っておられます。議事録にもありま すけれどもね、その4月27日長崎新聞によりますと3億5千万円が支払わ れたと書いてありますが、この5千万円というのは、どうして3億円の約束

と大きく違っているんでしょうか。この数字は、でたらめが載っているということですか、この5千万円というのは、どういうふうな理由で増えているんでしょうか、約束よりも。

- 町 長 その会議でですね、報告を受けたのは、先程言いましたように 2億9千万円が支出をされております。これはあくまでも生活再建等特別助成金、いわゆる協力感謝金のことであります。それ以外に、総額3億5千万円が支払っているという新聞記事の内容については、私は十分承知を致しておりません。以上です。
- 14番久保田 そしたら、この元地権者の方達の生活再建資金以外には払われていないでしょうか。というのはですね、川棚川の漁業権を持っている方達にも、この出捐金の中から払われているということはありませんか。これは、あくまでも生活再建支援に使うということですけれども、目的と違うものに支払われているということはあっておりませんか。

(傍聴席声発する者あり)

- **養 長** 傍聴席、静粛に。静粛に願います。指示は私が致しますから、 静粛にしてください。
- 町 長 今あの、新聞記事に対して、私も十分理解しておりませんけれ ども、それについて、3億5千万円と記載されているということに対しては、 今資料も担当課の方では持って来ておりませんので、詳しくお答えすること ができません。議員が県に質問をされるか、私の方で調査をして議員には後 日お答えをしたいと思います。以上でございます。
- 14番久保田 この13戸の人達の人権にかかる問題をですね、資料もないというのはどんなものかと思いますよ。そしてですね、ここに平成7年9月の定例会、22日の時にですね、町長が法人化に関わることによって、いろいろくちばしを入れさせてもらうということを言っていらっしゃるんですから、この使い道とか配分とかですね、そういうこととかを起業者じゃないからという客観的な見方じゃなくて、私達のいる町民の方達が、そういうふうな厳しい状況にさらされている。そして県と佐世保市は、強引なやり方でやってきているわけですから、町長は先程も竹村議員の答えにもおっしゃった

ように、もう少し川棚町の町長としてですね、佐世保と県とは違う立場を持って取り組んでいただきたいと思うんですね。だから、その基金の中に、メンバーの中に入っていらっしゃるんだから、必ず出捐金の中からのですね、大事な税金は、私達の町に取り戻していただきたく、がんばっていただきたいと思います。私はこのことは、石木ダムについては以上で終わらせていただきます。

第2問と第3問についてはですね、やはりここで川棚の国立病院の院長先生にも聞きました。やはり、大変な一年間ですね、前年度で76人の方達が肺炎で入院されています。やっぱり60歳から70歳で10名、71歳から80歳で15名、81歳から90歳で37名、年齢が上がっていくに従って、やっぱり肺炎にかかっていらっしゃる数が多い。そして、入院費もですね、だいたい20日ぐらいで45万円かかっていると、そういうふうに出されております。ぜひこれは、検討するという前向きな回答をいただきましたので、私は評価したいと思います。

3番目の障害者のことについても、やはりこういうふうに厚生省が認めながらも、国がまだ動こうとしない、だけどもそれを前倒しでやっていくというのが、やはり自治体の役目だと思います。町民の方達が災害の弱者になっている方達が、災害から難を逃れていくためには、これは本当に必要な生活用品ですので、このことを早く取り組まれることを希望します。これは評価をしたいと思います。以上で、私の質問を終わりたいと思います。

<u>町</u> <u>長</u> 障害者の日常生活用具に対する助成については、検討するんじゃなくして、もうすでに対応できておりますので、申請があれば、そのように対応致します。

それから、基金の問題でございますが、一般質問は通告制になっておりまして、議員の質問では、「地権者にはいくら払われて、残金はいくらか、また、残金の使途はどうなるのか。」という質問をいただいておりまして、縷々、ただいま質問がありましたことについては、そこまで私は想定をできなかったもんですから、お答えが十分でなかったことをお詫び致します。以上でございます。

議 長 ここで、しばらく休憩致します。

(11:51)

(13:00)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 次に、福田徹議員。

3 番 福 田 3番、福田徹です。本日は、今年3月に公表されました平成2 3年度決算、川棚町財務書類4表から見た本町の財政運営について、町長の 判断をお尋ね致します。

さて、先日9月議会において、平成24年度決算が、予算が目的に沿ったかたちで効果を上げているとして決算認定がなされたところであります。財務書類4表については、現在は、今年3月に作られました平成23年度分までが公表されておりますので、その平成23年度分の資料に基づいて質問を致します。

決算審査は、行政が説明し、議会の理解を得るというかたちでの認定でありますが、自治体が採用しております官庁会計、現金主義、単式簿記、単年度主義であります。この会計の目的は、与えられた予算をその年度内にきちんと適正に効果的に使ったかを議会に報告し、認定を受けるものであります。しかし、自治体の決算状況は、どのサービスにどのぐらいのお金が使われ、どういう効果を上げたかということは分かりますが、人件費や光熱費などの内訳がすぐには分からない、また、資産や負債の現状も正確に把握ができないと言われております。そこで、現在の資産、負債状態がきちんと把握できるように、また費用対効果が明確になるように官庁会計に加え、企業会計の手法を導入するという公会計改革が進められております。

平成19年10月、総務省自治財政局長からの通知、「公会計の整備、推進について」により、自治体は平成21年までに、但し町村や人口3万人未満の都市、つまり本町においては、平成23年度までに貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の財務書類4表を供することとなっており、それに沿って公表されているわけであります。本町でも、平成22年度より取組み、財産の洗い出しから始まる書類の整備を進め、ホームページ上で平成21年度決算分から掲載がされています。しかし、書類とともに分析結果を合わせて掲載されていますが、それが町の長期的な財政

運営面からどうなのかが私の実力では、ちょっと判断できないというか、理 解できていないところがありますので、次の四点についてお尋ねを致します。

一番目に、これまでの分析から、本町の財政運営の評価をどう思っているのか、また、平成21年度からの3年間の経年分析結果は、本町の町政並びに財政方針に見合ったものとなっているのかをお尋ねします。

二番目に、財務書類の分析の結果には、標準的、平均的な数値が参考として掲載されておりますが、それぞれの数値には幅があります。その幅の中で、どう捉えられているのか、特に世代間の負担公平性と地方債の償還可能年数については、どう評価しているのか。評価によっては、投資的経費を増やし、町の活性化につなげることができないかお尋ねします。

三番目に、財務書類の作成、公表の目的は、今までの決算資料からバランスシートを作成するだけではなく、資産や負債をきちんと把握し、財務データを把握することにより、これからの町政運営に活かしていくことだと言われています。そこで、財務書類を今後の財政運営にどう活かしていくのか、平成26年度予算編成にあたって反映させる点はないかをお尋ね致します。

最後に四番目として、将来の起債が予想されるものがあるかと思います。 財務書類の作成要領における数値的な予測、または目標が示せないかをお尋ねします。

<u>町</u> 長 福田議員の「本町の財務書類4表から見た財政運営について」 の質問にお答え致します。

ただいま、福田議員からは公会計制度の整備推進に伴う本町の財務書類4 表から見た財政運営についてとして、4項目の質問をいただきましたが、まず、この公会計制度について、一般的にはまだあまり馴染みのない制度でありますので、これまでの経緯や、全国的な整備状況などについて、福田議員からも、ただいま説明がありましたが、私の方からも簡単にご説明してから、4項目についての質問にお答えしてまいりたいと存じます。

まず、公会計の整備推進の経緯についてでありますが、平成18年7月に 閣議決定された経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006を踏ま え、総務省において、地方公共団体における行政改革のさらなる推進のため の指針が同年8月に策定され、その指針の中の一つとして、地方公会計改革、 地方債の資産債務管理計画が掲げられており、これにより地方公共団体にお ける公会計の整備がスタートしたものでございます。要約して申し上げますと、まず一つ目として、公会計の整備、いわゆる財務諸表 4 表、これは今議員からも述べられましたように、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の4つであります。これを5年後までに整備に取り組むこと、それから2つ目として、財務書類の作成、活用等を通じて、資産、債務に関する情報開示と適正な管理を進めるとともに、未利用財産の売却促進や資産の有効活用等を内容とする、資産、債務改革の方向性と、具体的な施策を3年以内に策定すること、この2つが示されたことにより、全国の地方公共団体において、公会計の整備推進に取り組むこととなったところであります。

その後、総務省から具体的なスケジュールや手引書、公表に関する指針な ど、公会計の整備に関する各種資料が示され、本町においてもそうした総務 省の各種資料や指針に基づき、平成21年度決算から、いわゆる財務書類4 表を作成し、現在、平成23年度分まで町のホームページにおいて公表して いるところであります。なお、この財務書類4表の作成にあたっては、本来、 固定資産台帳を整備した上で発生主義による複式簿記の導入による作成が望 ましいと言われているところでありますが、我が国の地方公共団体の現況の 予算、決算制度は、現金主義会計を採用していることから、総務省が示した 総務省方式改訂モデルに従い決算統計データを活用した簡易的な作成方法に より作成しているものであります。こうした固定資産台帳が未整備なままの 複式簿記によらない現行の現金式による簡易的な作成方法については、今年 8月に発表された今後の新地方会計の推進に関する研究会中間取りまとめに おいて、検証可能性が低いことや、精密さに欠けるなどの問題点が指摘され、 今後は国際会計基準である固定資産台帳の整備と複式簿記の導入が必要であ ると提言しており、平成26年3月頃には、固定資産台帳の整備と複式簿記 の導入を具体的に示した最終報告があると、このように予定されているもの であります。

全国的な地方公共団体の平成23年度決算にかかる財務書類の作成状況と、資産整備状況については、これも総務省のホームページに公表してありますが、1,789団体のうち、1,290団体が作成済み、421団体が作成中であり、78団体が未着手という状況であり、作成済み団体のうちの1,

062団体、パーセントで言いますと82.3%が本町と同じ方式を採用しているようであります。以上、長くなりましたが、こうした会計制度にかかる経緯並びに状況についてご承知おきいただきまして、議員からいただいた4つの質問に答えてまいります。

最初に一点目の、「これまでの分析から本町の財政運営の評価を尋ねる。また、経年分析結果は本町の町政並びに財政方針に沿ったものか。」ということについてでありますが、これらは財務書類4表を活用した分析として、23年度決算と22年度決算の比較を示しておりますが、まず本町の財政運営において、最も重要視しているものの一つであります地方債残高、これは34ページに記載をしております。将来世代負担比率、地方債の償還可能年数、これらは40ページでございます。これらにつきましては、ここ数年、新たな地方債発行を抑制してきたことにより減少してきており、本町の方針に沿う方向にあると、このように判断致しております。一方、経常行政コスト、これは37ページでございますが、といった数値も分析として上げておりますが、こうしたコストという観点は、従来の決算統計などの財政分析にはなかった視点であり、今後は推移と傾向を把握し、財政運営において参考にしていきたいと、このように考えております。

次に、「財務書類の分析の結果には、標準的、平均的な数値が参考として記載されているが、それぞれの数値に幅がある。特に、世代間の負担公平性と地方債の償還可能年数については、その幅の中でどう捉えているのか、評価によっては投資的経費を増やし、町の活性化につなげられないか。」についてでありますが、まず、この公表している標準的、平均的な値に関しましては、監査法人が図書から引用しているものであります。議員がおっしゃるように幅がございますが、あくまで参考数値であるということでご理解いただければと思っております。どう捉えているかということでありますが、世代間の負担公平性を捉えて言いますと、過去及び現世代負担率は、平成23年度決算で本町は79.93%となっております。標準的な数値が50%から90%と言われておりますので、標準の範囲内で多少高めの数値となっておりますが、過去と現世代で多めに負担して、将来に大きな負担を残さないようにしていると、このように判断できるのではないかと思います。また、地方債の償還可能年数で言いますと、これは40ページに記載されておりま

すが、平成23年度決算で本町は9.1年となっておりますが、これはふるさと創生基金から役場庁舎建設基金への組み替えの際の基金取り崩しの額の7億円が含まれているものであり、その取り崩し額を含めない場合は、4.5年となるものであることから、平均的な数値が3年から9年とされておりますので、標準的な範囲内にあると、このように言えると思います。いずれに致しましても、この分析における標準あるいは平均の値については、全国的な傾向として示されたもので、これらの数値がどの段階を超えると危険領域であるとか、優良であるとか、そういった段階基準が示されているものではありませんので、これらの範囲内にあれば妥当な状況であると判断して問題はないのではないかと、このように思っております。むしろ、単年度ではなく、今後21年度以降のこれらの推移を把握、あるいは補足し、本町としての傾向を分析していくことが大事であると、今はこのように考えております。このようなことから、現時点では、これらを評価することによって、投資的経費の増減判断に直接的に活用できる状況ではないと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、「財務書類を今後の財政運営にどう活かしていくのか、平成26年度予算編成に反映させる点はないか。」という質問についてでありますが、 先程ご説明した二点目と同様の理由により、今のところまだ活用できる状態にはありません。平成26年度予算編成において、参考にすることはあるかもしれませんが、実務的に予算配分等の判断に直接活用することはないのではないかと考えております。ちなみに、財務書類の活用状況ということで、これも総務省が公表しておりますが、作成団体1,290団体のうち、財政運営上の目標設定方向性の検討73団体、行政評価との連携13団体、施策の見直し16団体、予算編成の参考資料53団体となっており、活用していない団体が大多数であり、全国的に見ましてもまだまだ課題が多く、どのように活用するかについて確立できていないというのが現状であろうと、このように判断致しております。

次に、「将来の起債が予想されるものもある。財務書類の作成要領における数値的な予測または目標が示せないか。」ということについてですが、本町の起債の傾向としては、下水道事業や基幹農道川棚西部地区のように、長期に亘って起債借入が継続するものは、むしろ例外的であり、起債の多くは

補助事業に伴うものであります。そうした国、県の補助事業について、制度の創設、廃止、変更の見込みは、国、県の動向を見守るしかなく、本町の判断で起債の予測または目標の設定を行うことは、実務上、極めて困難であろうと判断を致しております。また、将来的に考えられる大規模な単独事業としては、役場庁舎建設事業がありますが、これにつきましては、まず第一に既存の財政健全化指標の観点から、十分にシミュレーションする必要があると想定致しておりますが、その際には、この公会計の観点による将来世代負担比率であるとか、地方債の償還可能年数といった数値のシミュレーションも当然行う必要があると考えておりますし、活用が出てくるものと、このように考えております。

以上、答弁致しましたように、公会計制度の取組みは、近年始まったことであり、確固たる制度として確立していない、いわば過渡期の状態の制度であり、分析結果の活用についても、全国的に手探りの状態であり、本町においても同様であると、このようにご理解をいただきたいと存じます。しかしながら、冒頭において説明致しましたように、来年3月頃には地方公共団体の会計制度について、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を具体的に示した最終報告が予定されており、これは地方公共団体の行財政運営に大変大きな変革を求めるものであると予測されるものであることから、その動向を注視していく必要があると、今はそのように考えております。以上、答弁と致します。

3 番 福 田 まだこの公会計制度の書類の整備が始まって、3年分の実績はありますけれども、そういったものが活用していく過渡期にあって、まだ活用する段階までいっていないということでありますけれど、この予算編成とかに私は反映させていくべきだと私は思っているんです。なかなかできない、これが公表されるのが24年度についても来年3月あたりではないかという感じですけど、この4表を作るのにあたって、税理法人に委託されて、最初は大きな金額で取り組んだんですけど、その後はデータを入れ込んで分析まで法人にしていただくというふうな委託契約ではないかと思います。3月に公表するんじゃなく、最初、取り組んだときに行政側から目標といいますか、年度内に公表をしたいということがありましたけれども、これは今の時点ではできないんでしょうか。ある程度はひな形といいますか、システムができ

ているので、年内にできないものか、できればそれが予算編成にいくんじゃ ないかなと思いますが、どうでしょうか。

- <u>町</u> <u>長</u> 事務的なことでございますので、担当課長の方からお答えをさせていただきます。
- **企画財政課長** 現在の状況についてご説明致します。現在、24年度決算につ きましては、9月定例会におきましてご承認いただいたところでございます けれども、その決算を基に12月中には作成をして、そしてまずは監査委員 の方にご説明してしようかという手順でおります。したがいまして、その監 査委員へのご説明が終わった後に公表は可能であるということで考えており ます。したがいまして、24年度決算について、年明け頃の公表になろうか と思いますが、これは同様に町ホームページにおいて公表してまいりたいと 考えております。そして、26年度予算への反映ということでございますけ れども、ここで一点、状況としてですね、ご理解いただきたいのが、現在の ところ本町の経常収支比率がだいたい88.7%ございます。これは24年 度決算の比率でございます。約9割近いということでですね、したがいまし て、そういう経常的な経費が占める割合が非常に多いということでですね、 なかなか財政の裁量の度合いというものが乏しい状況にあります。したがい まして、本来で言えば、こういった財務4表を基に予算の重点配分であると か、そういったことに利用価値があろうかと思うんですが、なかなかそうい う裁量の度合いが少ない、こういった点につきましてはご理解をいただきた いと思います。
- 3 番 福 田 本町のいろんな財政と言いますか、予算等における議会での質問等でも、本町の財政状況がとにかく厳しい、本町に限らずですね、全国的に各自治体厳しいわけでありますけれども、そういった中においても、本町独自の単独事業とかも25年度とか始まったものもあります。そういった中で、88.7%が高いということで、なかなか反映できないということでありますけれども、そこらへんも今度の公表は年明けにされるんであれば、議会としても3月の予算審査において参考にしていきたいと思いますし、そういうことができるんではないかと思いますので、できるだけ早く公表をお願いしたいと思います。

それで税理法人に委託しております財務書類ができてきまして、公表され

る分には、そのデータとともに、財務書類の分析という、公表されているデータの最後の方に先程町長も触れられた、いろんなデータが載っている中の表として、分析が出ていますよね。その分析の中で、私が言いたいのは、先程町長もちょっと触れられました地方債の、そのデータが幅の中で高い分についてはどういう状況であったから、どういうふうなものですよと、だから町としてはこういう考えを持っているという、評価と言いますかね、自分としての評価が付け加えられているものなのか、その財務書類の分析というページですね、23年度分で言えば、34ページから40ページまでの間にありますけれど、それはあくまでも分析結果であって、その結果をどう町長というか、財政の方で捉えておられるのかという、コメント的なものが載せられないのかお聞きしたいと思います。

- 町 長 今あの、財務書類の分析についての質問がありましたが、町長の独自の分析は載せられないかというような質問でございますが、こういうスタイルにはなっていないということで、先程言いましたように、例えば地方債残高につきましても、一般的に示されている範囲の中にあるので、特に問題はないだろうというような、先程表現をした答弁をしたわけでございます。これらにつきましては、いわゆる単年度の決算審査を別に議会にもお願いをしておりますので、例えば、最近の起債残高、その表を見てみますと、平成15、6年度には、約71億9千万円あったものが、平成24年度決算では60億に減っていると、そういった下降傾向であるということのご理解はいただいていいのではないかと思います。以上でございます。
- 3 番 福 田 私が言いたいのは、先程、地方債の償還可能年数の分においてですよ9.1となっている分については、どういう理由があって実質はその半分なんですよと、そういったところはちょっと分析のところにコメントとして載っていれば、見られた町民の方も他のデータを持ち合わせていないので安心をされるのではないかと思うんですけど、議員の場合は、決算の時の資料等を見てなぜというところまではできるんだろうと思うんです。だから、そこらへんを少し載せられたらどうかということなんです。そういうふうな報告書が委託先から来たものに対して手を加えられないのかというのをもう一度お尋ねします。

<u>町</u> <u>長</u> 実は、議員からそういった質問がありまして、ここのいわゆる

40ページのですね、平成23年度の地方債の償還可能年数が9.1になっていると、これは3年から9年の間となっているものについて、9.1というのは高いんじゃないかということで担当課長と議論致しまして、先程、答弁したような付け加えをしたわけでございます。したがいまして、今議員がおっしゃっているようなことにつきましては、こういう数字については、いわゆる注釈書きをする必要があるんじゃないかというふうに思いましたので、今後、参考とさせていただきます。以上でございます。

- 3 番 福 田 せっかくですので、地方債の償還可能年数についての表を私が見たときに、21年、22年と見比べていたんですけど、23年度の表には類似団体AとBというのが、21年、22年は表の右の方に出ているんですね。川棚町のデータの21、22、23年、その増減、その横に類似団体ではどういう状況ですよというのが、AとB、2団体が載っているんですけれど、23年度は、この36ページの有形固定資産の行政目的割合、それと地方債償還可能年数、この2つの表だけが、類似団体Aだけしか載っていないんですよね。その類似団体についての説明と、なぜ今回そこだけBというのが除かれたのか、意図的なのか、またA、Bというのが21年からずっと同じ団体なのか、特定な名称は結構ですので、同じ団体であれば経年で比較できるんですけど、そこらへんはどうなっていますか。
- **町 長** これも担当課長の方から答弁をさせます。
- **企画財政課長** お答え致します。類似団体A、あるいはB、どういうとりわけかというご質問でございますが、これは今の時点でちょっと把握をしておりません。申し訳ございませんけれども、後ほど詳細調べましてご説明ということでご了解いただけないかと思います。
- **3 番 福 田** では、AとBというのが、23年度はこの2つの表だけがBというのが載っていないんですよね。そこらへんはどういうふうないきさつで削除されているのか。
- **企画財政課長** 大変申し訳ありませんけれども、そのへんの把握もここではしておりませんので、それについても後ほど調査の上、ご回答ということでご了解いただけないでしょうか。お願いします。
- 3 番 福 田 町の財政の中でですね、これまでにどういったものに使われていたのかと、どういった方向に重点を置いてきたのか、そういったものが書

類の中から見れば、投資的経費と今までのバランスですよね、その試算表に よりますと、行政コストと対公共資産比率、そういった中でですよ、10% から30%の中で、23.99ですか、こういうふうなデータでこれまでの 町政運営もされてきているんだろうと思うんですけど、そういったもので今 後、公共財産といいますかね、そういったものを増やしていく、まぁいつか は更新とかあるんですけど、先程の町長の説明では、今まで過去の行政で整 備してきたもの、そして今の負担公債費等で負担している分と合わせますと、 そちらの方が私としては少し多いんじゃないかなという判断をするんですよ ね。私としては、投資的経費を増やして、町の活性化、例えて言いますと、 先程上げられましたのは庁舎建設ですよね、庁舎建設も将来起債がたぶん必 要になってくるんだろうと思いますけれども、そういったものを早めにする とかしてですね、町の活性化を早くできないか、そういったものがこの中の データを見ていくとできるんじゃないかなと、私は先程の標準的な数値の中 に入っている、また財政の健全化判断比率ですね、ああいった中でも本町は データ的にまだ余裕があるのではないか、実質お金はないと言いながらも、 起債してでもやっていける範囲内にまだあるんじゃないかなと、私は思うん ですよね、そこらへんはどうお考えでしょうか。

町 長 議員からは活性化のために、もっといろんな事業がやっていけるんじゃないかという内容のご質問をいただいたわけでございますが、まず、この今議題になっております財務書類第4表、これにつきましては冒頭申し上げましたとおり、確立されたものではございません。今後、最後に壇上での最後の答弁で言いましたように、今後、総務省から示されるものの中から、最終的なより良いものを作っていきたいと、まず考えております。そこで、活性化を早めるために、投資的経費、投資的事業を建設事業を増やすべきではないかという趣旨のご質問だったと思います。実は、その状況を判断する場合には、これまでは、例えば、財政力指数であるとか経常収支比率であるとか、そういったものの中から私どもは判断をして、そして予算編成などをしてきたわけでございます。その中で、先程、24年度の本町の経常収支比率につきましては、非常に高いということでございまして、過去3年間のものを平均致しましても82.5%でございます。この数値から判断を致しますと、本町の場合は、いわゆる町長の裁量権によって、建設事業に投資でき

るものについては、わずかな金額であると、このように判断ができるんじゃないかと思います。そういった内容からすれば、今議員がおっしゃったように、そういった状況にはあり得ないということが言えると思います。ただ、私の町政運営の方針と致しましては、やはり各地域の自治会長さんから上げられた要望については、これは積極的に取り組んでいかなければというふうに思っておりますので、そういった厳しい状況の中から取り組んでいるところでございます。したがいまして、将来に庁舎建設という大きな事業を抱えておりますので、これは将来負担をシミュレーションしながら建設時期をいつにするかは今後検討していかなければと、そういった判断の中で、今財政運営を行っているところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

- 3 番 福 田 さっきちょっとデータを探しきれてなかったもんで、ページ3 4ページ、お持ちでしょうか。先程から言ってます過去及び現世代負担比率、そういった中でですね、町長が79.93と言われた。これは50%から9 0%台が標準と書いてあります。そういった中でも、私としてはちょっと範囲内ではありますけれど、高いんじゃないかなと思っておるんです。それを裏返しますと、今度は将来世代の負担が上がってくるわけですよね、そこらへんのバランスをどう判断されているのか。今、経常経費が割合が高くて裁量権がないとおっしゃいますけど、しかしそのままでいきますと何もできない町政がしばらくは続くんじゃないかと。今後の町政に対する期待も結構みなさんお持ちですし、町民としては町の活性化とかに結構不満をお持ちの方もおられますので、何とか少しでも早く取り組めないのか、財政的にどう無理なのかなということが今一つ、一つの言葉で言い表せないところがあるんだろうと思うんですけど、町長の考えを最後に一つお聞きしたいと思います。
- 町 長 34ページに記載しております地方債残高あるいは将来負担 比率について今質問がありましたが、これにつきましては、冒頭申し上げま したように、本町の場合は79.93%となっておりまして、全国的な平均 値からすれば50、90の間にあるので、やや高止まりしているということ は、過去あるいは現世代の負担が高い、そう判断すれば将来の負担率はやや 低いんではないかと、議員もそうおっしゃっておりますし、私もそのように 答弁を致しております。したがいまして、これについては、そのようにご理 解をいただいて結構だろうと思います。

ただ、だからと言って冒頭質問がありましたように、町の活性化のためにもう少し前向きに、例えば大型事業を前向きに進めていけばいいんじゃないかというご質問につきましては、やはり24年度の決算審査の折にも議員から判断いただいたように、大変、財政状況が厳しく、しかし、地元からの要望については積極的に応えているという高い評価をいただきましたので、それについてはできる限り努めて活性化を図っていきたいと思います。そして、このことにつきましては、26年度の新年度予算について、説明をして、あるいは審査をしていただく機会があろうかと思いますので、ぜひまたそういった機会にご意見をいただきたいと、このように思います。以上でございます。

3 番 福 田 終わります。

養 ここで、しばらく休憩を致します。

(13:46)

(…休 憩…)

(14:00)

養 休憩前に引き続き会議を開きます。

<u>議 長</u> 次に、堀田一徳議員。

4 番 堀 田 議席番号4番、堀田一徳です。通告文にしたがい2問質問をおこないます。

第一問目、新町団地の改修について。「平成24年4月現在、本町では7 団地50棟、326戸の公営住宅が管理されており、良質な住宅ストックの 形成、高齢者等への居住の安定確保や、良好な住環境の形成などを実現する ため、効率的、効果的な事業計画に基づくストックマネジメントが求められ ている。」と、川棚町公営住宅等長寿命化計画の中に記されております。

新町団地は、平成7年に3棟21戸が完成し、順次建設され、平成11年に全棟完成し、143戸が管理されております。コンクリート住宅でもあり、木造に比べ結露の発生が多いようです。結露というのは、外と内との温度差によって起き、基本的に断熱効果が悪いと言われております。結露が発生する部屋で生活するのは、大変不快だと思われます。7割の方が不満と答えており、1日も早く快適な生活ができるよう、新町団地の結露、湿気等の現状

に対しての平成26年から30年の計画について行われた入居者アンケートの結果を、これからの住宅計画にどのように活かしていくのか尋ねます。また、新町団地の長寿命化計画では、平成27年度から外壁改修、屋根防水工事を実施することとなっておりますが、機密性、断熱性についても検討できないか尋ねます。

第二問目、町制施行80周年記念事業について。昭和9年11月3日に町制施行され、平成26年11月3日に町制80周年を迎えます。本町では、5年ごとに周年事業を実施してきた経緯があり、これまでのあゆみを振り返り、豊かな自然や歴史伝統を守り作り上げてきた先人達の功績に感謝し、川棚への愛着と誇りを深めるとともに、その魅力を広く町内外に情報発信していくためにも、平成26年度の町制施行80周年を迎え、町としてどのような記念事業を計画されているのか尋ねます。

<u>町</u> <u>長</u> 堀田議員の質問にお答え致します。堀田議員からは、2項目について質問がありましたので、まず、新町団地の改修についての質問にお答え致します。

一点目の「アンケート結果を住宅計画にどのように活かしていくのか。」についてでありますが、川棚町総合計画を上位計画として国及び県の住生活基本計画を踏まえ、町営住宅の効率的、効果的な適正管理や、建て替え計画の方針等に活用することを目的として、平成23年11月に川棚町公営住宅等長寿命化計画の策定を行い、その前段で平成23年6月に町営住宅7団地の入居者実態調査とアンケート調査を実施したところであります。今後は、この長寿命化計画に基づき、補助事業による計画的な取組みにより、町営住宅全体の修繕や改善計画を進め、コスト縮減を図りながら住宅ストック形成または良好な住環境の形成を図っていくことと致しております。

その中で、新町団地のアンケートでは、結露や湿気に対する意見があって おりますが、低地でもあり、地下水の影響等も考えられ、湿気が多いことは 判断されるところでありますので、コンクリートの耐火構造でもあり、通気 性を含め、どのような対応ができるか、今担当課の方で検討しているところ であります。

次に、二点目の質問にお答え致します。新町団地につきましては、建設後 18年を経過しており、外壁のひび割れによる躯体の劣化や屋根防水材の劣 化が見られることから、長寿命化計画では、平成27年度から補助事業での対応を予定しているところであります。しかし、現在施工中の山道団地や若草、旭ヶ丘団地の予算配分が減額されておりますので、遅れることが想定されます。したがいまして、新町団地の外壁改修塗装、屋根防水工事の着工にも影響が出るのではないかと懸念を致しております。そういった状況の中で、外壁改修、屋根防水工事を実施することとなっているが、機密性と断熱性についても検討できないかとのご質問でありましたが、新町団地は耐火構造であり、全戸が機密性及び断熱性とも確保されていることから、その点についての改修をすることは考えておりません。

次に、ご質問いただいた町制施行80周年記念事業についてお答え致します。ご承知のように、本町は昭和9年11月3日に、それまでの川棚村から町制を施行し、川棚町となったところでございます。当時の様子を伝えるものとして、川棚町郷土誌によると、長崎日日新聞、これは現在の長崎新聞でありますが、町制施行祝賀会の状況を次のような記事で報じておりますので、ここでご紹介したいと思います。

「町民が多年熱望した更生川棚町の町制実施祝賀会は、既報の如く菊花香る11月3日の明治節に盛大に挙行された。この日気づかわれた夜来の雨もやみ、秋晴れの理想的な祝賀会日和である。各町内は沿道に青竹を立てて七五三縄を張り万国旗を飾り、戸毎に国旗を掲げて祝意を表し、川棚駅前を始め、要所要所には祝町制の緑門を作り、全町内を挙げて祝賀気分が横ふつしている。」その後、記事の記述は、町制施行の奉告祭、祝賀会へと移り、来賓一同が川口埋立地に設けられた祝賀宴並びに余興場に向かった旨を記述し、祝宴の風景へと移っております。

「同所は、中央に舞台を設け、両側に宴会場を設けられてあり、零時半より祝宴に移る。この頃から町民は老若男女を問わず、余興場めがけて次々と押し寄せ、さしも広い会場も人で埋まる盛況であった。各地区より繰り出した浮立・川棚村特有の川棚音頭・男女青年団の踊り、女相撲等一般観衆の興をそそるもの次から次へと続出し、さすがに広い会場も人の黒山を築き、空前の盛況で振興気分みなぎった同町は、終日ごった返しの賑わいを呈した。」当時の様子が目に浮かぶような、町民こぞって町制施行を祝う、まさに振興気分みなぎったほほえましい記事でありますので、少し長くなりましたが、

皆様方にご紹介した次第でございます。

さて、そのような町制施行の日から80年という歳月を経て、ご質問のとおり平成26年度は町制施行80周年という節目の年を迎えます。人に例えると傘寿にあたります。本町では、町制施行から5年もしくは10年ごとの年度において、町制施行を祝う記念事業に取り組んでまいりましたことは、議員の皆様もご承知のことと思いますが、来年の80周年記念事業につきましても、同様に取り組む予定であり、その記念事業について検討するため、今年の7月に川棚町町制施行80周年記念事業検討委員会を設け、委員長を副町長とし、関係する4つの部署の課長を委員として、下部組織として関係係長で組織する専門部会を置き検討を重ねてまいったところであります。

先頃、その概要がまとまりましたので、12月2日の課長会議において、 検討委員会において計画した内容を審議し、その計画に基づき、各担当部署 において予算化を図るとともに、実施について準備に取り組むことを決定し たところであります。今後は、各担当課において、各記念事業の具体的な内 容を計画し、必要な予算を算出して企画財政課に予算要求を行い、そして予 算査定の上、平成26年度当初予算として編成し、町議会3月定例会にご提 案するということに致しております。

この町制施行80周年記念事業は、26年度において年間通じてさまざまなイベントを実施していくものであり、とりわけ来年は45年ぶりの本県において開催される長崎がんばらんば国体の開催年度でもあり、本町が開催地であるホッケー競技少年男女の部の開催と相まって、本町において今までかってないほどの、大変慌ただしいスケジュールになるものと想定されますが、事業の推進にあたって、職員一丸となって取り組んでまいりたいと、そして町民の皆様にこぞって御祝いいただけるような事業にしたいと、今はそのように考えているところであります。

また、事業実施にあたっては、全てにおいて町民の皆様、そして議員の皆様のご理解とご協力なしには進めていくことができない事業でありますので、平成26年度当初予算をご提案する前に、町制施行80周年記念事業の内容について説明する機会を設けていただこうと、今そのように考えているところでございます。そのようなことから、計画している記念事業の具体的な内容については、その折に説明したいと思いますので、ご理解いただきた

いと思います。なお、80周年記念町民運動会につきましては、川棚町総代会から26年度に実施するのか、実施時期、今までの運動会と違う点があるのかという三点について12月の総代会において回答いただきたいと、書面での申し出があったところであります。これにつきましては、やはり各地区においても年間行事予定として、調整や予算の確保、役員会等での協議など、早い段階での情報が必要であることは当然であり、町としても実施についてお答えしないわけにはいかないと判断し、12月5日の川棚町総代会議において実施する予定であること、開催日は平成26年10月5日日曜日とすること、内容は前回に準じて行うことを回答しております。これにつきましては、議会に先行してお答えしたかたちとなっており、大変申し訳ありませんが、先程申し上げた事情をお酌み取りいただきまして、その点ご理解をいただきますよう、よろしくお願い致します。以上、答弁とさせていただきます。

- 4 番 堀 田 結露の件に関してですけど、先程町長の答弁の中で、そういった結露の発生するのも地下水の影響がちょっとあるんじゃないかというお話がありましたけど、やはり19年経過して、その当初はそういったことはなかったんだろうと思いますけど、コンクリートの住宅というのは湿気をよびます。そして機密性があればあるほど湿気は多いものだろうと思いますけど、地盤調査のそういった調査はされたのかどうかですね。ちなみに、あそこのB3、AC、B5が平成7年度に完成をしておりますけど、特にB3棟の方がそういった結露がひどいようでございます。それはなぜかというと、その前に昔からある合併浄化槽が立っていると思うんですけど、もうたぶん使われていないと思いますけど、そういった影響で風通しも悪いし、そういった中でそういった問題が起きているんだろうと思いますけど、地盤調査の必要はないのか、ちょっとお尋ねします。
- <u>野</u> <u>長</u> 地盤調査はされたのかというご質問でございますが、新町団地につきましては、いわゆる埋立地でございますので、当然、建設をする際には地盤調査はされたものと、このように理解は致しております。ただ、議員の質問は、今回されたのかという質問ですか。
- **養 長** 質問者は、もう少し分かりやすく具体的に質問してください。
- 4 番 堀 田 先程、町長の答弁でありましたように、地下水の流れの影響があるかもしれないということでしたので、19年経過しておりますので、地

盤調査の必要はないのかどうかというのをお尋ねしています。

- <u>町</u> <u>長</u> お答え致します。先程申し上げましたように、どのように、通 気性を含めてどのように対応するか、今担当課で検討しているところであり ますということでございます。
- 4 番 堀 田 問題は結露対策が私の質問なんですけど、まぁ湿気によるカビ 予防とか、そういったことで入居者の方にですね、そういった換気予防等を 記載したものをですね、そういったものを配布したりして周知をなされてい るのかというのを尋ねます。
- 町 長 お答え致します。当初に地下水の影響もあり、そして躯体が湿気を帯びて、それが結露につながっているんじゃないかと、このような状況を説明したわけですが、実は、これについて何か予防対策がないのかどうか、いわゆる議員がおっしゃるように通気性をもっとできないか、一般家庭で申し上げますと、床下換気というのがあると思います。要するに、床下に換気扇を付けて、床下の換気を良くして湿気を防ぐと、そういったことができないか図面等々で判断をしたわけですが、そういった床下換気扇を付ける様な構造にはなっておりませんので、はてどうしたものかと、今その対策を建設課で検討をしているところでございます。そこで、そういった状況でありますので、入居者の皆様方には、やはり日頃から換気について十分気を配っていただくということは必要でございますので、議員が今おっしゃったことについては、当然、周知はしているものと思います。

さらに、構造的なことを申し上げますと、普通、湿気が一番家庭生活の中で発生するのは、台所であり風呂場であると思います。この台所、風呂場がですね、外壁面に接しておりません。非常に対策が難しいということで、今担当課でも苦慮している状況でございます。以上でございます。

4 番 堀 田 大変、結露対策、湿気対策というのは難しいもんだと思います。 換気扇あたりを付けて、24時間回す方法もあるんでしょうけど、一応、換 気扇も付いているということですけど、なかなかそれだけでは取れないと思 うんですね。ましてや冬になると暖房を焚きますので、ますます結露が増え ていくということですね。アンケートの結果によってでもですけど、結構、 このあれを見ますとですね、新町団地でも、どのぐらい溜まるかということ でバケツに溜めてみたら、普通のバケツに半分以上溜まったというような報 告が書いてあるわけですね。そうすると、「冬は毎日ガラスを拭いて、もう嫌になることがあります。」ということでした。やっぱり湿気が多いために、湿気取りあたりを年間3回取り替えておりますということで、大変、負担になっていらっしゃる方もいらっしゃるようでございます。そういう中で、やっぱり対策というのは、なかなか難しいと思いますけど、私が知った範囲でエネルギー基準に適用したセントラル熱交換換気扇というのがあるそうなんですね。そういうあたりを試しにと言ったらおかしいですけど、そういったものを設備して、結露が発生しにくい状況を作ったらどうだろうかということもあると思います。まぁ、みなさん入居者もそれぞれ使用料を払っていらっしゃるわけですので、快適な生活をするためにですね、そういった換気扇もたぶん付いているんだろうと思いますけど、そういった施設整備等ですね、消化器とか、そういったものもあるかと思いますけど、そういった施設設備等の保守点検等は、どのぐらいの頻度で行っているのか、ちょっと尋ねます。

- **養 長** 今の質問は、セントラルなんとかの換気扇を取り付けろという のと、施設整備の点検をどれぐらいしているかという 2 つの質問になるんで すか。通告性ですから、そこまで具体的に求めるとか、事前に通告をしとってください。はい、答弁どうぞ。
- <u>**町**</u> <u>長</u> 先程も話が出ましたように、換気扇をフル活用してもらうということが一つでも、いくらかでも湿気を無くすということに繋がるんではないかと思いますが、換気扇も回せば電気料にはねかえってきますので、なかなかそこまでは徹底していないんじゃないかと、このように思います。

今、セントラル熱交換換気扇の設置をというご提言もありましたが、これについては、参考とさせていただきまして、今後研究してみたいと思います。 それから、施設整備についての、いわゆる保守点検につきましては、現状について担当課長から説明させますので、ご理解いただきたいと思います。

建 設 課 長 既設の点検等について今お尋ねでございますので、お答えをしたいと思います。

共用施設につきましては、耐用年限の関係もございますので、消化器ですね、こういうものについては7年から8年ということで、だいたい2年前に新町のところはしております。ただ、その間されておらなかったんですが、急遽耐用年限が過ぎているんではないかということで、その年から全住宅に

ついては共用施設関係については点検をしております。

個人の施設につきましては、それぞれ利用頻度が違いますので、それぞれ 不具合が生じたときに連絡をいただいて修繕をさせていただいております。 以上です。

- **養 長** はいとか、声をかけてもらわんと聞こえん時がありますから、 ずっと見てませんのですいませんが声を出してください。
- 4 番 堀 田 やはり結露、湿気あたりは住民のみなさんも大変苦労されておりますので、今あの先程から話をされておりますように、せっかくアンケートをとられた訳ですから、調査をされ、今後の方向性についてですね、具体的に入居者が困らないように対応をお願いしたいと思います。

それから27年度からですね、補修が予定をされておりますけれども、先程の説明では、ちょっと遅れるんじゃないかとの話です。現実にこういった長寿命化計画の中では、新町あたりは特にそうでしょうけど、外壁が大分ひび割れましてですね、外観がちょっと悪くなっております。そういったところで外壁の塗装とか、古くなった屋根の防水工事が主なものであろうと思いますけど、これから10年、20年長持ちさせていくのに、住んで気持ちの良い良質な住宅がですね、それだけで対応ができるのかというのが、提供できるのかというのを質問したいと思います。

- 町 長 お答え致します。今の長寿命化計画を実施することによって、今後も快適に入居者の皆さん方が生活できる確保ができるのかというような趣旨の質問ではなかったかと思います。基本的には、そういったことも含めて検討して、そして長寿命化計画をまとめることとしているわけでございますが、これが議員もご承知のように、築20年前後経っております。この公営住宅は、耐用年数が70年でございます。そういったこと、2つの状況から判断して、20年前の、いわゆる入居者の生活実態、そして現在の生活実態はかなり違ってきていると思います。そういった中で、現在の生活実態に合うような住環境が整備できるか、非常に厳しいところがあるようでございますが、できるだけ長寿命化計画では、そういったものも反映しながら進めていかなければと、今このような認識を持っております。
- 4 番 堀 田 やはり今のところはですね、外壁、外回りだけの内装が主なものだろうと思いますけど、やはり生活に一番定着した部分から先に整備計画

あたりは進めていくのがいいんじゃないかと思いますけど、そのへんのお考えはどうでしょうか。

- 町 長 それについては、今、先程答弁したとおりでございます。基本的には、これが耐用年数70年までもてるようにという、そういった事業でございますので、基本的にはそういった方針で計画は定めなければと思っております。その中で、今議員がおっしゃったようなところについても検討していく必要があるのではないかと、今そのような認識を致しております。
- 4 番 堀 田 長寿命化計画の中でですね、早くできるところは予算の範囲内で、早く対応をお願いしたいと思います。

次に、80周年事業についてですけど、先程おっしゃいましたけど、記念事業を始めるときには、やはり何かテーマを決めてですね、そういったことを行うのがいいんじゃないかと思うんですけど、基本的に祝賀式典がメインになるんだろうと思います。それに既存の今まで行ってきた事業に対して、80周年というのを付けるのがメイン事業だと思うんですけど、先程、町長の答弁でありましたように、町民運動会が10月5日に行われるということで、たぶんそれも80周年記念事業として、本当にメインな町民運動会だろうと思います。一つはですね、10月5日に行うということで、今お話がありましたけど、10月12日からがんばらんば国体が始まるわけですね。そうすると、運動会があった一週間後にはそういった大きな行事が行われてくるわけですね。そうすると、そこに関わる人達の苦労というのは、大変なものだろうと考えるわけですね。もし検討ができるようであれば、そういった時期の変更もできなかったのか、そのへんをちょっとお尋ねしたいと思います。

町 長 町民運動会につきましても、町制施行記念日5年ごとに開催をされてきております。したがいまして、来年の80周年の折にも開催をしたいという方向で調整、検討を重ねてまいりました。今、議員からは10月5日の次の週から長崎がんばらんば国体が開催されるということで、開催日の変更ができないのかというご質問でございますが、長崎がんばらんば国体は、県下ではおっしゃるように10月12日から開催されますが、川棚町で開催をされますホッケー競技の男女、これは高校生の競技なんですけど、ホッケー競技につきましては17日から開催をされます。したがいまして、二週間

の余裕がありますので、従来健康まつり、あるいはこれまで町制施行の、いわゆる5年、10年ごとの町民運動会については、10月の第2日曜日にしておりましたが、来年度につきましては、一週間前倒しをして、10月の5日に開催しようと、そういう経過の中で決定し、総代会にもご理解をいただいたところであります。

- 4 番 堀 田 80周年記念にあたり、新たに企画する事業、そういったものもたぶんあるかと思います。6月議会の折に同僚議員がちょっとこう質問をされたときに、教育長の答弁で、優秀映画鑑賞推進事業というのをやってみたいというふうなお考えの答弁でございましたけど、そういったものを含めて、新たに企画する事業というのがあるんでしょうか。お尋ねします。
- 町 長 今あの議員からは、優秀映画鑑賞など、新規のものがあるかという具体的な質問がありましたが、冒頭申し上げましたように、検討委員会の方から報告がなされて、今課長会議で議論をして、そして企画担当課の方で予算編成についての準備をしているところでございます。開催にあたっては、予算の決定が必要でございますので、今具体的に申し上げるべきではないと思っておりますので、ぜひ新年度予算にそういった事業を計画することについてのご提案をさせていただきますので、具体的にはその折にご質問いただきたいと、このように思います。
- 4 番 堀 田 そういうことで、詳しいことは分からないということですけど、こういった記念事業をするのには、やはり何か町全体でですね、住民の方と一緒になって盛り上げていくのが必要だと思います。予算の検討委員会の中で、一つの参考になればと思って、今からちょっと言いますけど、役場のおもてなしですね、例えば来年はがんばらんば国体があります。まちなか花いっぱい事業あたりも国体推進室の方で考えられております。そういった中で、庁舎の玄関等にですね、花とかそういった明るいようなものをいっぱい置いて、庁舎の明るいイメージづくりにそういったものをしたらどうかということと、それから、間に合うかどうか分かりませんけれども、NHKののど自慢とか、番組の中であります歌謡笑劇団、あるいは日本の歌、そういったものの誘致あたりはできないのか。あるいは、未来に残したい川棚町50選フォトコンテストあたりを開いていただいて、記念切手シートを発行ができないか。あるいは、80周年の日に近くなったときに、地元食材を使った給食

特別メニューを使ったですね、子ども達に川棚の良さを知ってもらう、そういったものができないかですね、一応、参考としてお願いをしておきたいと思います。もし、そういったことができるようであれば考えていただきたいと思います。

町 長 堀田議員から、いくつかの事業のご提言がありましたので、参考にさせていただきたいと思います。特に、役場のおもてなしという考え方から庁舎玄関に花をいっぱい飾って、明るいイメージを作るということにつきましては、これは町制施行とか、あるいはそうでなくても日頃からそういったふうに努めるべきだと今思っております。少しではありますが、花を植栽は致しております。実は、この件につきましては、がんばらんば国体が来年開催されますので、その折にもそういった計画は致しております。

それから、他にもいくつかご提言がありましたが、現在、すでにそういった方向で検討しているものもありますし、そうでないものもありますので、 今後の参考にさせていただきたいと思います。以上でございます。

4 番 堀 田 最後になりますが、前回の21年の75周年の折に、中国の方のホームステイをすることで計画をされておりましたけど、インフルエンザ等のことで中止になったと聞いております。26年度もそういうふうな事業の中で書いてありますけど、26年度もそういった事業は行われるのですか。

議 長 答えられる範囲で結構です。

町 長 中国のホームステイ事業につきましては、これは町制施行65 周年を記念して実施をして、それからずっと毎年度ホームステイ事業は実施されております。実は、今年度、中国の方から川棚町に来てもらおうということで事業を進めてきておりましたが、諸般の事情がありまして、中国側から、いわゆる来れないというようなニュアンスの返事がございまして、これは旅行会社を通じての話でございます。そこで、予算は計上しておりましたが、やむなく断念をしたところでございます。したがいまして、この背景にあるのはいろいろであろうと思います。特に、尖閣諸島の問題が表面化しておりましたので、そういったことも背景にはあるのではないかと予測はされますが、そういったことについては、すぐ状況が好転するということではないようにも思いますので、今後、継続するかどうかについては次年度予算を含めて、その中で検討していきたいと考えております。以上でございます。

(14:44)

議 長 次に、波戸勇則議員。

8 番 波 戸 8番、波戸勇則です。通告文にしたがい、「山口町政を継続する考えは」について、質問致します。

町長が当選されてから3年余りが過ぎたところであります。この間、新たな将来計画として、第5次川棚町総合計画の基に、自然を愛しくらし輝くまちの実現に向けて、強い意志でご尽力なさっていることと評価をしております。この3年余りの間に、町長が掲げられた観光事業の立て直し、行政事務の合理化、効率化、高齢者に優しいまちづくりなど、選挙公約の実現に向けて積極的に進められていることと思います。これらの取組みの中で、子宮頸がん予防ワクチンの公費助成、政治倫理条例の制定など、実現に至ったもの、その他、現在取組中のもの、これから取り組まれるもの、取組みが難しいものなどがあると思いますが、どのような状況であると考えられますか。また、就任後には、本町で飼育された牛肉種牛が内閣総理大臣賞の受賞など、3名の方が好成績を収められ、喜ばしいことがございました。その他、大学の調査研究が報告され、今後が期待される観光事業、去る9月に事業認定の告示が行われた石木ダムなど、本町のこれからを大きく左右する諸課題や早急な対応が迫られていることに対して、残された任期中にどう取り組んでいくのか。

そして、来年9月に任期を迎えますが、さらなる公約の実現、諸課題の対応に向けてどのように考えているのか、次の三点についてお尋ねします。

- 1、これまでの選挙公約の取組みや成果をどのように評価しているか。
- 2、本町の発展のため期待されているDC埋立地の活用、企業誘致、日本 一の和牛の生産者育成や販売促進、大崎半島とくじゃく荘を中心とした観光、 国体開催後の多目的広場の活用、石木ダム建設など、本町の課題をどのよう に捉え、どう取り組んでいくのか。
- 3、新年度予算を含め、今後の施策についての考えと再選を目指すのか、 現時点での考えを尋ねます。
- <u>町</u> <u>長</u> 波戸議員の「山口町政を継続する考えは」の質問にお答え致します。

ただいま議員が質問の中で述べられましたように、町長に就任してから3年2ヶ月を過ぎたところであり、任期まで残り10ヶ月足らずとなったところでございます。就任以来、これまで体調を崩すこともなく職務に専念でき、本町が抱えている課題を解決するための諸施策につきまして、議員を始め町民皆様方のご理解とご協力により、また職員の協力も得て大きな混乱もなく推進できたところでございます。改めて、皆様方に心からお礼を申し上げる次第でございます。

そこで、来年9月に町長選挙を迎えているということで、ただいま3つのご質問をいただきましたが、1の「選挙公約の取組みや成果をどのように評価しているか。」につきましては、これまで公約の実現に向けて努力をしてきておりますが、できたもの、できていないもの、研究中であるもの、それぞれございます。今後も、議会や町民の皆様から、その成果について評価をいただけるよう、誠心誠意努力してまいる所存でございます。

次に、2の「本町の発展のため期待されている諸課題をどのように捉え、 どう取り組んでいくか。」ということで、具体的に5項目について質問があ りましたので、それぞれお答えを致します。

まず、D C 沖埋立地の活用についてでありますが、この事業は県営港湾川棚港の環境整備事業として、県で取り組んでいただいているものでありますが、その事業の推進については、これまでも機会あるごとに県当局に陳情したり、あるいは地元選出の国会議員の先生達にも要望をしてきたところでございます。そのような経過を踏まえ、このたびようやく県の長崎県公共事業関係者会議で政策評価が行われ、全体計画の半分について来年度、国の補助事業である社会資本整備総合交付金事業として予算要求をするとのことであり、平成26年度中には、事業着手の運びとなるようでございます。長年の懸案事業が、一歩前進したのではないかと、このように思っているところでございます。

企業誘致につきましては、本年4月1日に専門的に業務を行う部署として、 企画財政課に企業誘致係を新設し、2名体制でスタート致しましたが、企業 誘致の候補地としておりました下百津の工場跡地に借地権の設定がなされて いたことから、同社に確認をしたところ、メガソーラー設置に向けて、すで に事業が進んでいるとのことでありましたので、工場跡地の活用は断念せざ るを得ない状況となりました。このようなことから、10月から係員を1名体制に縮小し、現在、他の方策を検討しているところでございます。企業誘致につきましては、現在、長崎県からの問い合わせもあっておりますので、引き続き努力をしてまいります。

また、日本一の和牛生産者の育成や販売促進につきましては、行政報告でも申し上げましたように、現在、町内の飲食店の方のご協力を得て、食のイベントを開催致しておりますが、今後も交流人口の拡大のための方策を検討したいと考えております。生産者の皆様には、次回開催の全国共進会でも日本一を目指していただきたいと思っておりますので、今後とも畜産振興には力を入れるべきであろうと、このように考えております。

大崎半島とくじゃく荘を中心とした観光、国体開催後の多目的広場の活用についてでございますが、大学との連携により、実施をしてまいりました調査研究事業につきましては、大学から提出されました企画案について精査し、観光協会とも協議致しまして、できるものから取り組みたく、新年度予算に計上したいと、このように考えております。また、多目的交流広場につきましては、現在でもホッケー競技のみならず、グランドゴルフやフットサルの利用があっておりまして、県内外からの利用者も多いようでございますので、引き続き利用者の拡大に向けた施策を検討していきたいと、このように考えております。

石木ダム建設は、川棚町にとりましても長年の懸案事項でありまして、町政の最重要課題の一つとして、これまで取り組んできたところであります。また、町議会におかれましても、これまで3度の推進決議をされるなど、議会と行政とが一体となって取り組んできたことは、すでに議員もご承知のとおりでございます。私も川原地区の自治会長さんに町政懇談会の開催をお願いしたり、知事との話合いをしていただくために、13世帯に対して私の信書を届けたりしておりますが、残念ながら応じていただけない状況が続いております。これからも地権者の皆様のご理解をいただくために、円満な解決が図られるよう努力してまいりたいと思っております。

3についてでございますが、新年度予算につきましては、来年度町制施行 80周年を迎えますので、そのための予算を計上させていただくことに致し ておりますが、それらを含め3月議会での提案の折に説明させていただきま すので、ご理解をいただきたいと存じます。

また再選を目指すのか、現時点での考え方を尋ねてありますが、残り9ヶ月ほどの任期がございますので、現段階では、まずは町民の皆様の負託に応えるよう、これからも選挙公約の実現のために、また本町の発展のために欠かすことのできない多くの事業の課題解決のために、しっかりと取り組んでまいる所存でございます。そして、その間において、考え方をまとめ、然るべき時期にご報告をさせていただきたいと考えております。

これからも、川棚町の発展と住民の皆様方の福祉の向上のために誠心誠意 努力してまいりますので、波戸議員を始め、議員各位のご理解、ご協力をよ ろしくお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。以上でございます。

8 番 波 戸 一番目の選挙公約と、二番目の質問が重複しているところがご ざいますので、質問が前後する場合もございますので、ご了承お願い致しま す。

まず、観光事業の早急な立て直しということで、町長の報酬を30%カットされました、県立大学、国際大学との調査研究費に充てられまして、今回、県立大学、国際大学からの報告を受けられまして、観光協会と協議されていることと考えますが、今後の具体的な取組み、方向性はどのようにお考えでしょうか。

- 町 長 大学との連携による調査研究事業についての今後の取組みについてご質問でございますが、これはご承知のように、すでに報告書がまいっておりまして、これを予算化するために担当課の方に指示をしておりまして、検討中でございます。したがいまして、新年度予算で提案をして、皆様方にご理解をいただきたいと、このように考えております。
- 8 番 波 戸 先日、大学の調査研究の中で、県立大学の方から和牛日本一の町川棚町観光ガイドというのが発行されていましたけれども、この冊子に関しまして、町のホームページ、観光協会のホームページではPDFで、この他の6冊が出てくるんですが、ここだけ出てこないんですが、これは一番大事なところだと思うんですけども、これがPDFで上がっていないのはなぜでしょうかということでお尋ねします。
- <u>町</u> <u>長</u> 突然の質問で。要は、まだそれはあくまでも大学から報告が上がってきて、町の施策として考えたものではありませんので、そういうもの

はホームページで上げるというのはいかがなものかというふうに思っております。それが、そのことが具体的に予算化をして、こういった事業を展開しますという時期になりましたら、当然、ホームページで紹介をしてということになろうかと思います。

それから、具体的な事業の一つとしては、今の和牛日本一に、件につきましては、行政報告でも申し上げましたように、川棚いい肉日本一というような事業を展開をしておりますし、また、東彼三町の商工会では、東彼観光プロジェクトというのを立ち上げて、すでに事業を着手されております。そういったものについても、大学から報告がなされた事業について実施をしてもらっているところでございます。以上でございます。

- 8 番 波 戸 次に移らさせていただきます。次の行政事務の合理化、効率化ということで、平成23年4月1日付けで、川棚町役場職員政策研究会議設置要綱が交付されております。この中で、第4条に3つの事項が掲げられておりまして、協議や研究調査をし、町長へ提言または提案するとなっておりますが、これまで2年半ほど経っておりますが、提言や提案はあったのでしょうか。
- 町 長 お答え致します。その件につきましては、町長が諮問をしたり、いわゆるこういった事業について研究してくださいというようなことでテーマを掲げて、部内で調査研究をしてもらったケースもございます。そして現在では、具体的に言いますと、地区担当職員制度の構築ができないか、今そのことについて研究をしていただいているところでございます。まだ、議員がおっしゃるようにその報告は受けておりません。
- 8 番 波 戸 前回も同僚議員の質問の中で、地区担当職員のことが上がっていましたが、そこらあたりの進捗状況は、今どのような状況でしょうか。
- 町 長 これにつきましては、実は地域見守りネットワークという事業 の構築を、今後全町に図りたいということで、今3地区をモデル事業に指定 をさせていただいて、そして取組みをしていただいております。それと同時 に自主防災組織についても、同様に取り組んでいただいております。こういった事業が効率的に運営されるためには、やはりいわゆる要援護者、要支援 者の情報の共有が一番必要ではないかというふうに思っております。そういった中で、地区では総代さんを中心として、あるいは民生委員、そしてそれ

ぞれの地域の皆さん方の協力をいただいて実施をしなければならないと思っております。そうしたことから、町も担当課だけでは全ての地区に対して関わることができませんので、この地区担当職員を置いて、そしてその円滑な運営の推進を図っていきたいと、今そのように考えているところでございます。

- 8 番 波 戸 次に、高齢者に優しいまちづくりをということで、公共交通から現在、活きいきタクシーの運用が7月から始まったばかりですが、これまでの申請者数とか利用状況はどのように捉えられておられますか。
- <u>町</u> <u>長</u> 担当課長から答弁をさせます。
- 企画財政課長 お答え致します。11月22日付けの交付状況で、タクシー券が860枚となっております。これが今、ここで把握している直近の数字でございます。大体、対象者の約半分程度の交付が完了したという状況です。それから少し日にちが経っておりますので、さらに進んでいるかもわかりませんが、今の時期はそう頻繁には交付者がいらっしゃらないので、だいたい860程度ということでご認識いただければと思います。そして、月々の利用状況でございますけれども、概ね、要は季節の暑い、寒いで差があるようですけれども、70万から80万円程度、タクシー会社2社合わせて、申請が上がっているという状況であります。
- 8 番 波 戸 活きいきタクシーの件なんですけれども、これまで町民から何 か意見とか要望は上がってきてないんでしょうか。
- <u>**町**</u> <u>長</u> 私が直接聞いた話では、非常に助かっていると、良かったということは聞いております。ただ、担当課では、もしその他の情報が寄せられておれば担当課長の方から答えさせます。
- 企画財政課長 補足してお答え致します。町長が申し上げましたように、利用者からの声としましては、大多数が好評であるという状況です。特に、対象高齢者としておりますが、買い物、そして病院の行き交いに大変役立っているということです。さらに、一つ心配しましたのが、対象者を町民税が所得割がかからない人は対象から外れるということを条件にしておりまして、この点、いろいろと苦情等があるかと思っておりましたけれども、職員がその事情等を説明しますと、今のところそこに対してのクレーム等は出ていないという状況です。また、タクシー会社からの意見としましては、やはりタク

シー利用の増につながっているという、そういうご意見をちょうだいしてお ります。以上、補足してご回答致します。

- 8 番 波 戸 次に、人口減少に歯止めをということで、Uターン、Jターン、 農地の借用など、定住促進については同僚議員が度々質問をしております。 その中でも、農地の提供、借用については、町長の方から調査している、ま たは検討中という答弁をいただいておりますが、なかなか積極的な施策が今 のところ出てきていないと私は思っておりますが、その中で、平成23年6 月の定例会でも同僚議員が質問されておりますが、そこから約2年半経って おります。今までどのような調査研究がなされたのかお尋ねします。
- <u>町</u> <u>長</u> これにつきましては、議員がおっしゃるように、まだ構築できておりません。農地のいわゆる貸し借りの調査については、ほぼ完了致しております。しかしそれを具体的にどうするかについての事業の構築ができておりません。以上でございます。
- **8 番 波 戸** ここは選挙公約でございますので、積極的に進めていただきたいと思います。

次に、青少年の健全育成とスポーツの振興ということで、健全育成の方では学校支援会議の充実、町民会議のPTA、民生委員、町子連、補導員と協力しながらの新たな夏祭りの巡回パトロールなど行っております。また、町子連におきましても、デイキャンプでワークショップにホッケーを追加など、さまざまな取組みをされておりますが、そこでスポーツ施設の充実というのは、次の先程ありました埋立地の有効活用ということにつながっていくんですけども、先程、半分程度取り組まれるということなんですが、その半分程度の内容はお聞きできますか。

町 長 D C 沖の埋立地についてのご質問にお答え致します。

これは、議員の質問の冒頭に答えておりますように、この度、県の方から 社会資本総合整備交付金事業で実施をしたいということで、国に予算要望を するという確約をいただいているところでございます。その時の説明により ますと、ここが全体面積が約9ヘクタールあります。その半分について、い わゆる多目的広場、いわゆる運動広場ですね、サッカーができたり、あるい はグランドゴルフができたり、陸上競技ができたり、そういった多目的広場 を設置をしてもらいたいという要望をしておりまして、ほぼ町と県とで設計 等の平面的な打ち合わせは致しておりまして、今後5年間をかけて整備をしていきたいというような説明を受けております。これにつきましては、予定通り26年度着手となりますと、当然、地元負担金が生じてまいりますので、それについては予算の議決も必要でございますので、その折に詳しく説明をしたいと、このように考えております。そして、その中には駐車場の整備も強く要望をしてきたところでございます。これにつきましては、実は、先日皆さん方も見学をしていただきましたが、玄海原発がもし発生した場合には、松浦市民が川棚町に避難してくるということが計画されておりますので、その折には松浦市民の皆様方は車で避難をされるということから、川棚町においても大規模な駐車場が必要じゃないかと、そういったことも県に申し上げて、駐車場も先に整備をしていただくということで、今県と町とで意見交換をしているところでございます。以上でございます。

- **養** 長 波戸議員、通告文に基づいて公約等についてのご質問をいただいておりますけれども、数字及び状況だけの把握じゃなくて、政策的な議論も含めてご質問等も含めてご検討いただきたいと思います。
- 8 番 波 戸 公約の中で聞きたいところだけをいかせていただきます。 まず三町合併の実現なんですが、三町の電算システムの統合など環境づく りは現在のところ進んでおります。三町合併に向けての話合いまたは協議な どは行われたことはありますか。
- 町長 「三町合併の実現を」ということで、合併に向けての環境づくりを積極的に進めますということで、ここに掲げておったところでございます。これにつきましては、以前にもそういった質問がありましたけれども、就任当時、町村会において、そういったことの発言をしております。その時は、もうかなり3年前のことでありますけれども、両町の町長の判断は合併が断念されたという状況の中で、今そういった議論はされないというような状況のようでございました。私がここで訴えているのは、三町合併ができなかった理由の一つに、電算システムの統合が期限までに間に合わないというようなものも一つありました。そこで、まず電算システムの統合を図るべきではないかということで、その環境整備をしたいというふうに思っておりまして、その件につきましては、当時はそれぞれ電算システムが違う業者に委託をしておりましたので、その後、東彼三町ともクラウドシステムを採用致

しました、現在、同じベンダーで契約をして運用致しております。したがいまして、こういった環境づくりはできているものと思います。

- 8 番 波 戸 石木ダムに移りますけれども、今日、朝から午前中の方でもありましたが、三者での申し入れを7月末の三者協議の中で調整されるということでありましたけれども、事業主体からの要請は待つのではなく、町長自ら長崎県、佐世保市に要請するとか、先程、信書を渡しているということなんですが、単独でも足を運ぶなどの考えはないですか。
- <u>町</u> 長 先程申し上げましたのは、知事自らが現地に出向いて地元の皆 さん方の了解を求めようと、そういった行動が必要ではないかと会議の中で 申し上げたところでございます。それについては、現在、調整中であるというふうに、そういった答弁をしたところでございます。

それから、今質問がありました町長自らが現地に出向いてということにつきましては、これまでも致しておりますし、今後もそのように努力をしたいと思っております。

- 8 番 波 戸 石木ダムにつきましては、9月に告示がなされておりますので、 反対されている地権者の方々に何とか話合いの場に出てきていただけるよう な早急な対応が必要だと考えていますが、もう一度聞きますけれども、県、 佐世保市に申し入れを町長自らなさる考えはないですか。 待つのではなく、 こちらの方から。
- **町 長** 先程も言いましたように、前の会議でそういう申し出をしております。そして、県としては調整中だという回答をいただいております。
- 8 番 波 戸 企業誘致の方に移らさせていただきます。企業誘致係は設置されましたが、今までどのような活動をされたのか、成果はどのようなものがあっているのかお尋ねします。
- 町 長 担当課長の方から答えさせます。
- 企画財政課長 お答え致します。企業誘致係が設置されましてから、県の事業 団へに出向きましてお願いをしたということでございます。その後、波佐見 町、これが工業団地を造成しまして、24年度から売却の活動を行っておりまして、この分の視察などを行っております。そして、その他、予定しておりました工場跡地、この分についての状況調査ということでしておりましたが、残念ながら町長が申し上げましたようにメガソーラーの利用が決まった

ということで、この分の方策がなくなったという状況です。その後につきましてはですね、本町の場合、町が所有する用地というものがございません。したがいまして、用地などがあれば各企業を訪問して営業活動というものが行えますけれども、そういったものができない状況です。先頃、県の方からですね、埋立地の利用について一部打診がありましたけれども、まだ事務レベルでの打診ということで、具体的なものには至っていないという状況です。以上です。

- 8 番 波 戸 県の産業労働部企業立地課に長崎県全体の企業誘致の一覧表と主要工業団地の状況ということで、平成20年度からの資料をいただいたんですけれども、これを見ますと、立地、撤退を含めて、誘致できた企業ですね、立地断念を含めまして平成20年が4社、21年度が7社、平成22年度が5社、平成23年が4社、24年が5社、25年の11月29日現在で3社、現在、整備中のものが4ヶ所、整備済みの工業団地が7ヶ所が、現在県内にある中で、先程言われた本町に提供できる土地がない中で、本町のPRポイントはないと考えられますか。
- 町 長 お答えします。企業誘致につきましては、いわゆる手持ちの工業団地を持って、そしてそれをいわゆる企業にPRをして進出を仰ぐということが企業誘致の基本的な姿だろうと、こう思います。先程も言いましたように、残念ながら川棚町は、そういった団地を持っておりません。これまでも団地造成ができないか調査研究も以前されていたようでございます。しかし、例えば10~クタールとか、そういった工業団地ができる場所がないということで、これまでもそういったことについては着手できていない状況であります。そういうことから、そういった状況からすれば、PRのポイントはないんじゃないかと思います。だからこそ企業誘致には大変苦慮しているという状況をご理解いただきたいと思います。ただ、川棚港の埋立地の一角に、県が現在所有している土地がございます。これは町が購入して、そして企業誘致を図ったり、土地再開発整備に使うと、そういった以前の約束事がありますので、将来そういったことになりましたら、その土地を利用しての企業誘致活動もできるのではないかと、このように思っております。以上でございます。

<u>8 番 波 戸</u> 次に、日本一の和牛の生産者の育成や販売促進ということで、

行政の方では肉用牛の肥育安定対策事業、口蹄疫等の防疫対策事業など取り組まれております。また、町内で和牛が食べられる、先程言われました川棚いい肉日本一フェアなど、定期的に開催されており、本日の行政報告であったように盛況裡に行われているようです。これは継続的に行っていただきたいと思います。さらにですね、行政の方で後押しされて、お盆、正月に里帰りする時期などに合わせまして、JAと町内の販売業者が共催して、例えば、和牛とその時期の旬のもの、アスパラ、トマト、みかん、なまこなどの特産品を詰め合わせた商品を販売、通販、ネット販売など、企画など提案はできないでしょうか。

- <u>町</u> <u>長</u> ただいまのご提言は、今後の参考にさせていただきたいと思います。
- 8 番 波 戸 最後の質問に入らせていただきます。先程、表明はされなかったんですが、任期をあと10ヶ月ほど残しております。その中で、特に力を入れたい公約、または課題は何とお考えでしょうか。
- 町 長 お答えします。これまで議員が選挙公約について、縷々ご質問をいただきましたが、達成できていないものもございますので、まずはそういった選挙公約の実現についての努力をすることと、そしてまた、多くの行政課題も残されておりますので、一つでも多く解決できるように努力してまいりたいと考えております。したがいまして、どれが一番とか、どれが二番とか、そういう問題ではないと捉えておりまして、全てにおいて努力をしてまいりたいと思います。以上でございます。
- 8 番 波 戸 町民は町長の考えを早目に知りたいと思うんですけども、いつ 頃になるかお分かりにならないでしょうか。
- <u>町</u> <u>長</u> 先程お答えしたように、然るべき時期にということでご判断を してください。
- 8 番波戸 終わります。

(15:29)

養 長 通告者の質問が終了しましたので、これで一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了を致しました。本日はこれにて 散会と致します。ご起立願います。お疲れ様でした。